



第3期本宮市地域福祉計画・ 第3期本宮市地域福祉活動計画

(成年後見制度利用促進計画・再犯防止推進計画)

令和6年度～令和10年度



市長あいさつ

本宮市では、平成31年3月に「第2期本宮市地域福祉計画」を策定し、基本理念である「共に支え合う仕組みがあり、みんなが助け合いながら安心して暮らしているまち」を目指し、地域福祉に取り組んでまいりました。

近年、少子高齢化が深刻化し、急激な人口減少社会が到来している中、単独世帯の増加や価値観・ライフスタイルの変化に加え、新型コロナウイルス感染症の流行などによって、地域におけるつながり、助け合いや支え合いの希薄化により、地域において様々な課題が顕在化しています。

また、東日本大震災を始め、全国各地で大規模な自然災害が頻発しておりますが、災害発生時、避難や復旧・復興においては、人と人とのつながりや地域での助け合い、支え合いが重要です。

地域ぐるみで福祉を推進し、地域における様々な課題を解決するためには、本宮市と本宮市社会福祉協議会における更なる連携が必要であり、これまで別々に策定を行っていた「本宮市地域福祉計画」と「本宮市地域福祉活動計画」を「第3期本宮市地域福祉計画・第3期本宮市地域福祉活動計画」として一体的に策定することにいたしました。

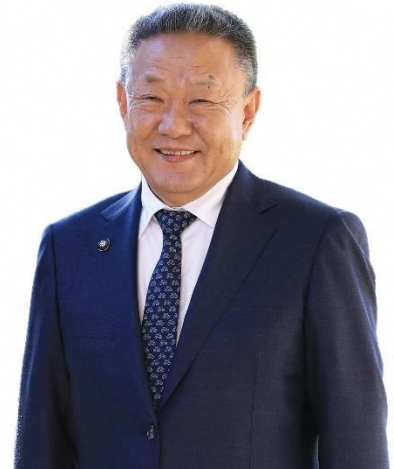
「第3期本宮市地域福祉計画・第3期本宮市地域福祉活動計画」では、「第2期本宮市地域福祉計画」及び「第2期本宮市地域福祉活動計画」の基本理念である「共に支え合う仕組みがあり、みんなが助け合いながら安心して暮らしているまち」を継承し、自助、共助、公助、互助により、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに築いていくことができる「地域共生社会」の実現を目指してまいります。

このほか、本計画には、認知症や知的障がい等により、様々な判断が難しい高齢者や障がいのある方の権利や財産を守るため、成年後見制度の適切な利用を促進する「成年後見制度利用促進計画」と、罪を犯してしまった人等の社会復帰を支え、市民の犯罪被害防止を推進する「再犯防止推進計画」をあわせて策定するものといたします。

結びに、本計画策定にあたり、ご尽力いただきました本宮市保健福祉行政推進協議会の皆様をはじめ、各地区での住民座談会、アンケート調査、パブリックコメントを通じて、貴重なご意見等をいただきました市民の皆様には厚く御礼申し上げます。

令和6年3月

本宮市長 高松義行



会長あいさつ

本宮市社会福祉協議会では、本宮市において策定された「第2期本宮市地域福祉計画」における基本理念、基本目標、基本方針を同じくしながら、地域住民やボランティア団体等と協力して、具体的な地域福祉活動を推進するため、平成31年3月に「第2期本宮市地域福祉活動計画」を策定し、基本理念の実現に向け、地域福祉の取り組みを推進してまいりました。

近年は、少子高齢化や人口減少のほか、単独世帯の増加や価値観・ライフスタイルの変化等により、地域におけるつながりが薄れ、助け合いや支え合いの機能が低下しています。

地域において、困難を抱えているにも関わらず、誰にも助けを求めることができない方や、支援に結びつかずに問題が深刻化している方など、様々な課題を抱える方が増加しています。

そうした様々な課題を抱えながらも、地域住民が共に支え合い、助け合いながら、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を実現するためには、本宮市と本宮市社会福祉協議会による更なる連携が必要であり、地域福祉計画と地域福祉活動計画は、車の両輪の関係にあることから、「第3期本宮市地域福祉計画・第3期本宮市地域福祉活動計画」として一体的に策定し、さらに市民、関係機関及び当社協が一丸となって、地域福祉の取り組みを推進してまいります。

結びに、本計画策定にあたり、ご尽力いただきました本宮市保健福祉行政推進協議会の皆様をはじめ、各地区での住民座談会、アンケート調査、パブリックコメントを通じて、貴重なご意見等をいただきました市民の皆様に厚く御礼申し上げます。

令和6年3月

本宮市社会福祉協議会 会長 古田部 幸夫



目次

| | |
|--|-----------|
| 第1章 計画の概要 | 3 |
| 1 第3期地域福祉計画・第3期地域福祉活動計画策定の背景と目的 | 3 |
| 2 地域福祉とは | 4 |
| 3 地域福祉計画・地域福祉活動計画とは | 5 |
| 4 計画期間 | 6 |
| 5 計画の策定体制 | 7 |
| 第2章 本宮市の現状と課題 | 11 |
| 1 統計データからみる現状 | 11 |
| 2 市民アンケート調査結果からみる現状 | 18 |
| 3 地域福祉住民座談会結果からみる現状 | 27 |
| 4 本宮市の地域福祉の推進における課題の整理 | 31 |
| 第3章 計画の基本的な考え方 | 35 |
| 1 基本理念 | 35 |
| 2 基本目標 | 35 |
| 3 重点的に取り組む施策 | 36 |
| 4 計画の体系 | 37 |
| 第4章 施策の展開 | 41 |
| 基本目標1 地域に暮らす市民が、共に助け合い、支え合うための人・活動づくり | 41 |
| 基本目標2 地域に暮らす市民がつながり合う仕組みづくり | 45 |
| 基本目標3 子どもから高齢者まで誰もが健康で安全・安心に暮らすことができるまちづくり | 48 |
| 基本目標4 地域福祉を推進する体制づくり | 54 |
| 第5章 本宮市成年後見制度利用促進計画 | 61 |
| 1 計画策定の背景と目的 | 61 |
| 2 計画の法的根拠と位置づけ | 62 |
| 3 計画期間 | 62 |
| 4 成年後見制度の利用促進に関する制度の主な内容 | 63 |
| 5 成年後見制度を取り巻く状況 | 64 |
| 6 本宮市の成年後見制度利用促進における課題の整理 | 65 |
| 7 基本目標 | 65 |
| 8 施策の展開 | 65 |
| 基本施策1 成年後見制度の周知と理解促進 | 65 |
| 基本施策2 任意後見制度の利用促進 | 65 |
| 基本施策3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり | 65 |
| 基本施策4 市長申立ての適切な実施 | 66 |
| 基本施策5 成年後見制度利用支援事業の推進 | 66 |
| 基本施策6 担い手の確保・育成等の推進 | 66 |

| | |
|---|-----------|
| 第6章 本宮市再犯防止推進計画 | 69 |
| 1 計画策定の背景と目的 | 69 |
| 2 計画の法的根拠と位置づけ | 70 |
| 3 計画期間 | 70 |
| 4 再犯防止に関する制度の主な内容 | 71 |
| 5 再犯防止を取り巻く状況 | 72 |
| 6 本宮市の再犯防止推進における課題の整理 | 75 |
| 7 基本目標 | 75 |
| 8 施策の展開 | 75 |
| 基本施策1 就労・住居の確保 | 75 |
| 基本施策2 保健医療・福祉サービスの利用の促進 | 75 |
| 基本施策3 学校等と連携した修学支援および非行の未然の防止 | 76 |
| 基本施策4 広報・啓発活動の推進 | 76 |
| 基本施策5 関係機関との連携の体制づくり | 76 |
| 資料編 | 79 |
| 1 第3期地域福祉計画・第3期地域福祉活動計画の推進に係る主な事業 | 79 |
| 2 策定のための組織体制について | 83 |
| 3 本宮市保健福祉行政推進協議会設置要綱 | 84 |
| 4 本宮市保健福祉行政推進協議会委員名簿 | 85 |
| 5 本宮市地域福祉計画策定庁内委員会設置要綱 | 86 |
| 6 本宮市地域福祉計画策定作業部会設置要綱 | 87 |
| 7 策定経過について | 88 |

第1章

計画の概要

第1章 計画の概要

1 第3期地域福祉計画・第3期地域福祉活動計画策定の背景と目的

近年、少子高齢化が深刻化し、急激な人口減少社会が到来している中、単独世帯の増加や価値観・ライフスタイルの変化に加え、新型コロナウイルス感染症の流行による新しい生活様式などによって、地域におけるつながりの希薄化や助け合いや支え合いの機能の低下がより一層懸念されています。

これまでは、高齢者や障がい者、子ども等、対象者ごとに支援を行う制度と地域における支え合い・助け合いにより、個人や世帯が抱える様々な課題を解決することができていましたが、地域における助け合いや支え合いの機能の低下により、8050問題^{※1}やダブルケア^{※2}、ヤングケアラー^{※3}など、介護保険制度、障がい者支援制度、子ども・子育て支援制度などの既存の制度のみでは解決ができない課題が顕在化しています。

また、地球温暖化等の影響により、平成23年3月に発生した東日本大震災を始め、全国各地で大規模な自然災害が発生し、甚大な被害が及んでいます。災害発生時には、特に避難や復旧・復興において、人と人とのつながりや地域での助け合い、支え合いが重要となります。

本宮市では、地域において様々な課題を抱えながらも、地域住民が共に支え合い、助け合いながら、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、平成31年3月に「第2期本宮市地域福祉計画」を策定し、地域福祉の取り組みを推進してきました。

また、本宮市社会福祉協議会では、「第2期本宮市地域福祉計画」と基本理念、基本目標、基本方針を同じくしながら、地域住民やボランティア団体等と協力して、地域福祉活動を推進するための計画である「第2期本宮市地域福祉活動計画」を策定し、本宮市との連携・協働の下、地域福祉を推進してきました。

これまでは、本宮市及び本宮市社会福祉協議会が、それぞれに地域福祉計画及び地域福祉活動計画を策定し、地域福祉を推進してきましたが、近年の状況を踏まえると、更なる連携が必要であることから、この度、令和5年度末をもって、計画期間が満了となる「第2期本宮市地域福祉計画」及び「第2期本宮市地域福祉活動計画」を「第3期本宮市地域福祉計画・第3期本宮市地域福祉活動計画」として一体的に策定し、本宮市及び本宮市社会福祉協議会が、さらに一丸となって、地域福祉の取り組みを推進するものとします。

「第3期本宮市地域福祉計画・第3期本宮市地域福祉活動計画」では、「第2期本宮市地域福祉計画」及び「第2期本宮市地域福祉活動計画」の基本理念である「共に支え合う仕組みがあり、みんなが助け合いながら安心して暮らしているまち」を継承し、自助、共助、公助、互助により、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつづけていくことができる「地域共生社会」の実現を目指します。

なお、本計画には、認知症や知的障がい等により、様々な判断が難しい高齢者や障がいのある方の権利や財産を守るため、成年後見制度の適切な利用を促進する「成年後見制度利用促進計画」と犯罪をした人等の社会復帰を支え、市民の犯罪被害防止を推進する「再犯防止推進計画」をあわせて策定します。

※1 8050問題 : 高齢の親と引きこもりや無収入等の50代の子が同居することによる問題のこと

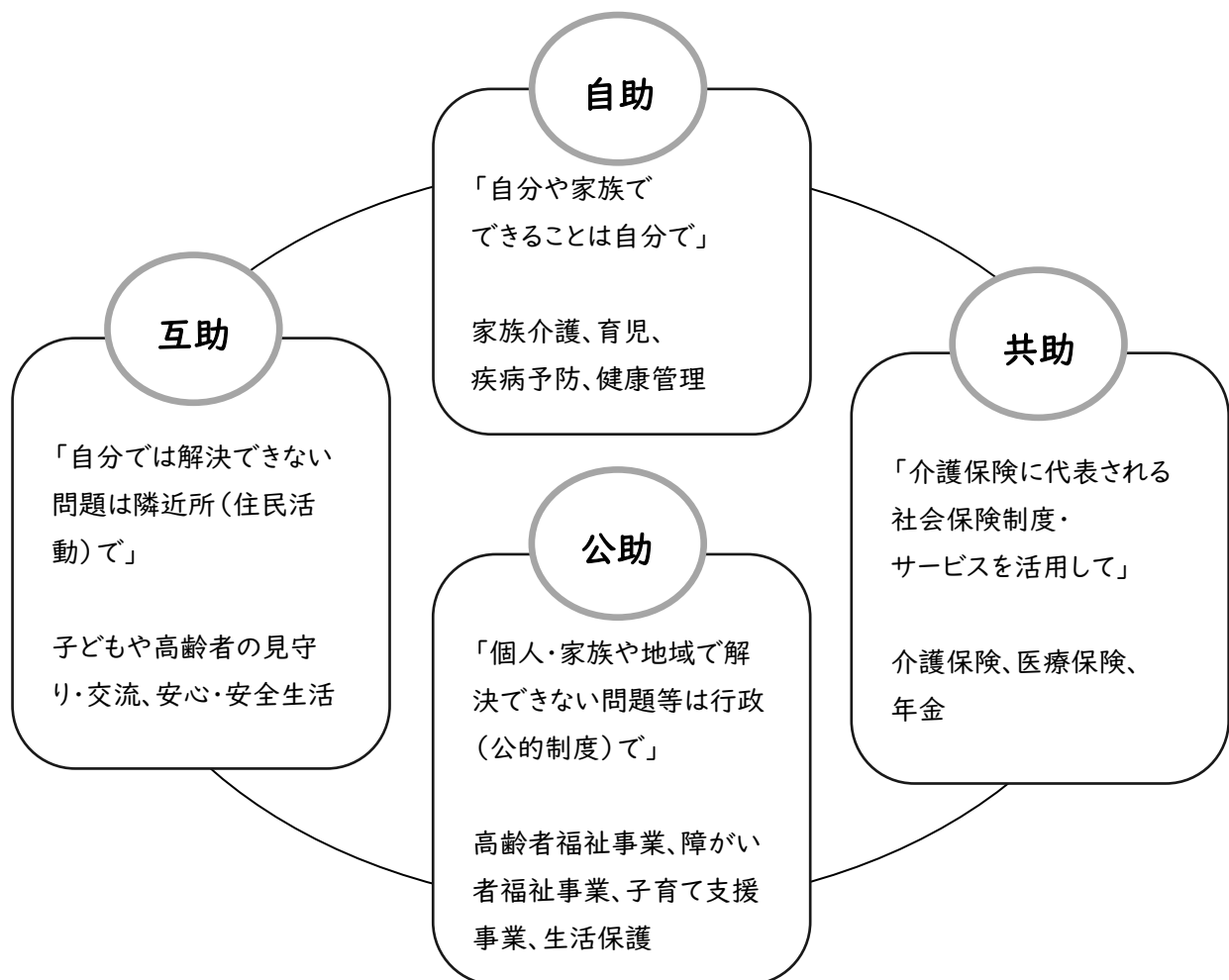
※2 ダブルケア : 介護と育児を同時に担わなければならない状態のこと

※3 ヤングケアラー: 本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと

2 地域福祉とは

地域福祉とは、市民が住みなれた地域の中で、家族や地域（隣近所）、友人等とつながりを持ち、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていくことができる「地域共生社会」の実現に向け、制度によるサービスを利用するだけでなく、地域の人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり、助けられたりする関係を作って持続していくことです。

地域における様々な課題の解決に向けて、市民自らの努力（自助）や、市民同士や地域における助け合い（互助）、介護保険や医療、年金など制度化された相互扶助（共助）、行政・公的制度（公助）による支援など、それぞれが連携しあって取組んでいくことが求められます。



3 地域福祉計画・地域福祉活動計画とは

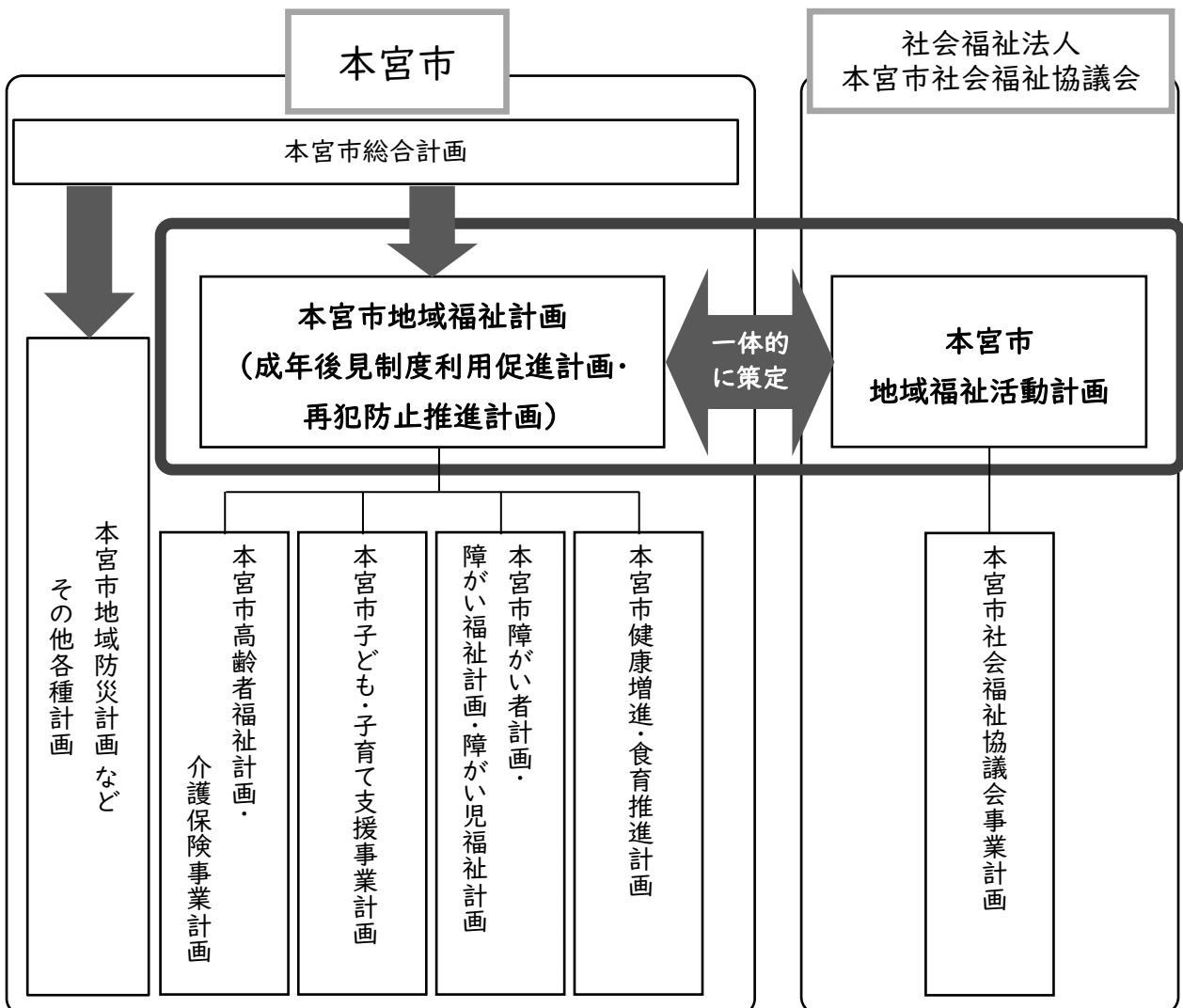
地域福祉計画は、市民に最も近い市が、地域福祉推進の主体である市民等の参画を得ながら、地域の様々な課題を明らかにし、その解決に向けた施策や体制などを、総合的、計画的、横断的に推進するための計画です。

本計画は、本宮市におけるまちづくりの最上位計画である「本宮市総合計画」に位置づけられる分野別計画の一つであるとともに、各福祉分野が共通して取り組むべき事項を記載する、いわば福祉分野の「上位計画」であり、高齢者福祉計画や、子ども・子育て支援事業計画、障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画、健康増進・食育推進計画など関連する計画との調和を図り、かつ、福祉・保健・医療及び生活関連分野との連携を確保して策定するものです。

地域福祉活動計画は、地域福祉計画における基本理念、基本目標、基本方針を同じくしながら、地域住民やボランティア団体等と協力して、具体的な地域福祉活動を推進するために策定する民間の活動・行動計画です。

地域福祉計画及び地域福祉活動計画は、車の両輪の関係にあることから、本宮市・本宮市社会福祉協議会が一丸となって取り組むため、一体的に策定します。

【計画の位置づけ】



4 計画期間

本計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間です。なお、計画期間において、社会情勢の変化等に応じて見直しが必要な場合は、適宜見直しを行います。

【計画期間】

| 年度 計画名 | 平成 31 年度 2019 | 令和 2 年度 2020 | 令和 3 年度 2021 | 令和 4 年度 2022 | 令和 5 年度 2023 | 令和 6 年度 2024 | 令和 7 年度 2025 | 令和 8 年度 2026 | 令和 9 年度 2027 | 令和 10 年度 2028 |
|---------------------|------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|------------------------|
| 本宮市 総合計画 | 前期基本計画 | | | | | 後期基本計画 | | | | |
| 本宮市 地域福祉 計画 | 第2期 | | | | | 第3期 | | | | |
| 本宮市 地域福祉 活動計画 | 第2期 | | | | | 第3期 | | | | |

5 計画の策定体制

(1) 策定のための組織体制

策定にあたっては、本計画が地域ぐるみで推進する計画であることから、「本宮市地域福祉計画策定作業部会」と「本宮市地域福祉計画策定庁内委員会」を関係課等の参画を得て組織し、市民及びその他福祉活動にかかわる方で組織された「本宮市保健福祉行政推進協議会（本宮市地域福祉計画策定委員会）」でご意見を伺いながら策定します。

(2) 市民アンケート調査の実施

市民における地域福祉活動の現状や課題、意向等を把握するため、WEB回答を併用した郵送でのアンケートを市民2,000人に対して実施しました。

(3) 地域福祉住民座談会の実施

市民の地域福祉活動の実態や意向を把握し、第2期計画における取組の評価等をするために、市民の声を直接お聞きし、協議する場として、令和5年8月に市内7小学校区に分けて地域福祉住民座談会を開催しました。

(4) パブリック・コメントの実施

市民から意見・提言を募集し、計画に反映させるため、パブリックコメントを実施します。

第2章

本宮市の現状と課題

第2章 本宮市の現状と課題

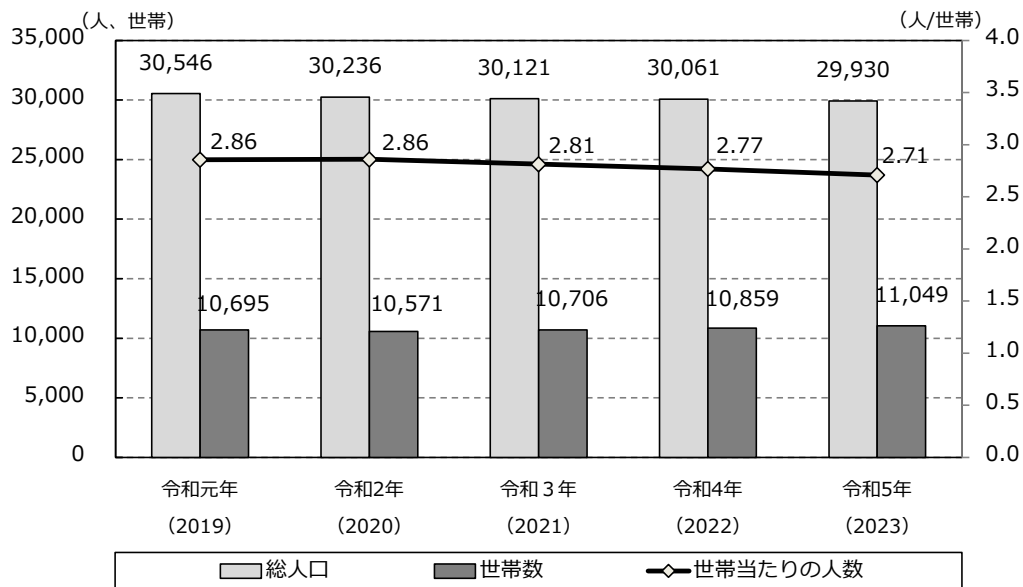
1 統計データからみる現状

(1) 人口・世帯

本宮市の人口は減少傾向にあり、令和元年の30,546人から令和5年では29,930人と616人減少しています。一方で世帯数は増加傾向にあり、令和元年の10,695世帯から令和5年では11,049世帯と354世帯増加しています。一世帯当たりの人数は、令和5年では2.71人となっています。

人口動態の動向をみると、社会動態では、令和3年以降、転入が転出を上回っていますが、自然動態では死亡が出生を上回る状況が続いており、令和3年では200人を超える減少となっています。社会動態と自然動態の全体の増減をみると、一貫して減少となっています。

【人口・世帯数の動向】



資料：福島県現住人口調査（各年10月1日現在）

【人口動態の動向】

単位：人

| 区分 | 社会動態 | | | 自然動態 | | | 増減 |
|--------------|-------|-------|------|------|-----|------|------|
| | 転入 | 転出 | 社会増減 | 出生 | 死亡 | 自然増減 | |
| 平成30年 (2018) | 1,094 | 986 | 108 | 204 | 341 | -137 | -29 |
| 令和元年 (2019) | 1,039 | 1,071 | -32 | 178 | 369 | -191 | -223 |
| 令和2年 (2020) | 977 | 1,016 | -39 | 190 | 374 | -184 | -223 |
| 令和3年 (2021) | 1,053 | 959 | 94 | 182 | 386 | -204 | -110 |
| 令和4年 (2022) | 1,054 | 958 | 96 | 190 | 362 | -172 | -76 |

資料：福島県現住人口調査（各年1月1日～12月31日）

国勢調査における世帯数総数をみると、平成22年の9,538世帯から令和2年では10,571世帯と1,033世帯増加しています。平成22年と令和2年の増減をみると、「核家族世帯」「単独世帯」「65歳以上単独世帯」「65歳以上夫婦のみ世帯」の増加が伺えます。

【一般世帯の世帯構成】

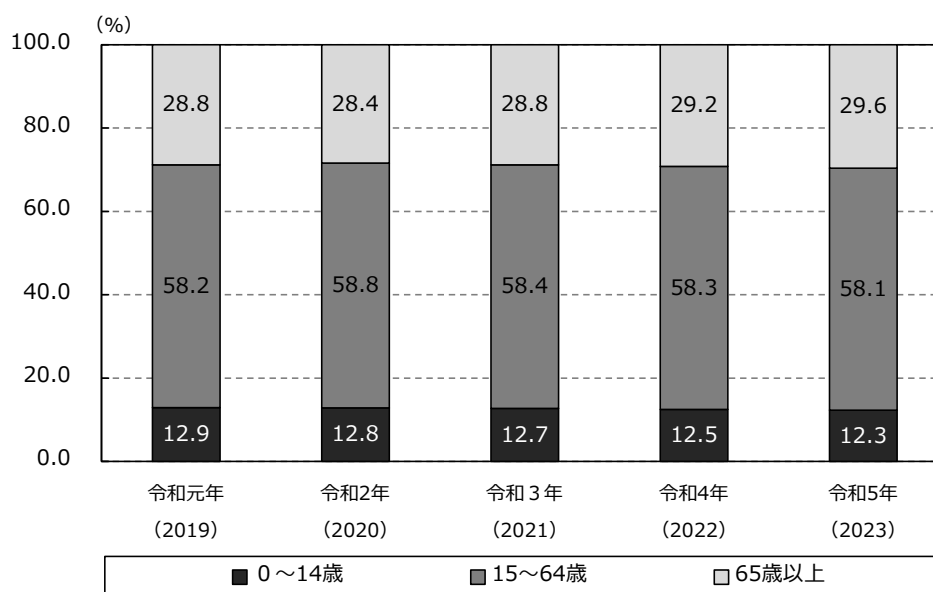
| | | 世帯数総数 | | | | | | | | | | | |
|--------------------|------|--------|---------|----------|-------|-------|-----|-------|----------|-------|-----------|-------------|--------|
| | | 一般世帯 | 親族のみの世帯 | | | | | | 非親族を含む世帯 | 単独世帯 | 65歳以上単独世帯 | 65歳以上夫婦のみ世帯 | 施設等の世帯 |
| | | | 核家族世帯 | 核家族以外の世帯 | | | | | | | | | |
| 平成22年 (2010) | (世帯) | 9,538 | 9,526 | 7,677 | 4,992 | 2,685 | 67 | 1,782 | 555 | 728 | 12 | | |
| | (%) | - | 100.0 | 80.6 | 52.4 | 28.2 | 0.7 | 18.7 | 5.8 | 7.6 | - | | |
| 平成27年 (2015) | (世帯) | 10,049 | 10,030 | 7,893 | 5,462 | 2,431 | 93 | 2,044 | 735 | 945 | 19 | | |
| | (%) | - | 100.0 | 78.7 | 54.5 | 24.2 | 0.9 | 20.4 | 7.3 | 9.4 | - | | |
| 令和2年 (2020) | (世帯) | 10,571 | 10,557 | 7,890 | 5,792 | 2,098 | 77 | 2,590 | 907 | 1,065 | 14 | | |
| | (%) | - | 100.0 | 74.7 | 54.9 | 19.9 | 0.7 | 24.5 | 8.6 | 10.1 | - | | |
| 増減 (令和2年-平成22年) | | 1,033 | 1,031 | 213 | 800 | -587 | 10 | 808 | 352 | 337 | 2 | | |

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(2) 人口構成

0～14歳の年少人口比率及び、15～64歳の生産年齢人口比率は、緩やかな減少傾向にあり、65歳以上の高齢化比率は、緩やかな増加傾向にあり、高齢化の進行が伺えます。

【年齢3区分別人口構成比の推移】



資料：福島県現住人口調査（各年10月1日現在）

(3) 地域(小学校区)別人口・高齢化率

地域(小学校区)別人口をみると、和田地区は、令和元年の1,654人から令和5年では1,489人と165人減少し、高齢化率は3.6ポイント増加の40.1%と、各地域の中で最も人口が少なく、高齢化も進行している地域となっています。

白岩地区は、令和元年の3,347人から令和5年では3,085人と262人減少しており、高齢化率は7.8ポイント増加の40.4%と、この5年間で最も人口減少・高齢化が進行しています。

【地域(小学校区)別人口の推移】

(単位：人)

| | 令和元年 (2019) | 令和2年 (2020) | 令和3年 (2021) | 令和4年 (2022) | 令和5年 (2023) | 増減 |
|-------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|------|
| 市全体 | 30,421 | 30,186 | 30,058 | 29,939 | 29,835 | -586 |
| 本宮 | 7,653 | 7,544 | 7,560 | 7,638 | 7,683 | 30 |
| 本宮まゆみ | 5,902 | 5,863 | 5,799 | 5,789 | 5,814 | -88 |
| 五百川 | 5,583 | 5,639 | 5,670 | 5,638 | 5,588 | 5 |
| 岩根 | 3,580 | 3,579 | 3,572 | 3,603 | 3,652 | 72 |
| 和田 | 1,654 | 1,616 | 1,585 | 1,538 | 1,489 | -165 |
| 糠沢 | 2,702 | 2,669 | 2,640 | 2,584 | 2,524 | -178 |
| 白岩 | 3,347 | 3,276 | 3,232 | 3,149 | 3,085 | -262 |

資料：住民基本台帳(各年3月31日現在)

【地域(小学校区)別高齢化率の推移】

(単位：%)

| | 令和元年 (2019) | 令和2年 (2020) | 令和3年 (2021) | 令和4年 (2022) | 令和5年 (2023) | 増減 |
|-------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|-----|
| 市全体 | 27.3 | 27.7 | 28.0 | 28.3 | 29.1 | 1.8 |
| 本宮 | 28.4 | 29.0 | 28.9 | 28.8 | 29.0 | 0.6 |
| 本宮まゆみ | 26.5 | 26.8 | 27.5 | 27.9 | 27.4 | 0.9 |
| 五百川 | 28.7 | 28.7 | 28.5 | 28.9 | 29.5 | 0.8 |
| 岩根 | 16.2 | 16.7 | 17.0 | 16.8 | 17.3 | 1.1 |
| 和田 | 36.5 | 37.1 | 38.4 | 39.1 | 40.1 | 3.6 |
| 糠沢 | 25.4 | 25.7 | 26.2 | 27.4 | 28.9 | 3.5 |
| 白岩 | 32.6 | 33.8 | 34.3 | 35.6 | 40.4 | 7.8 |

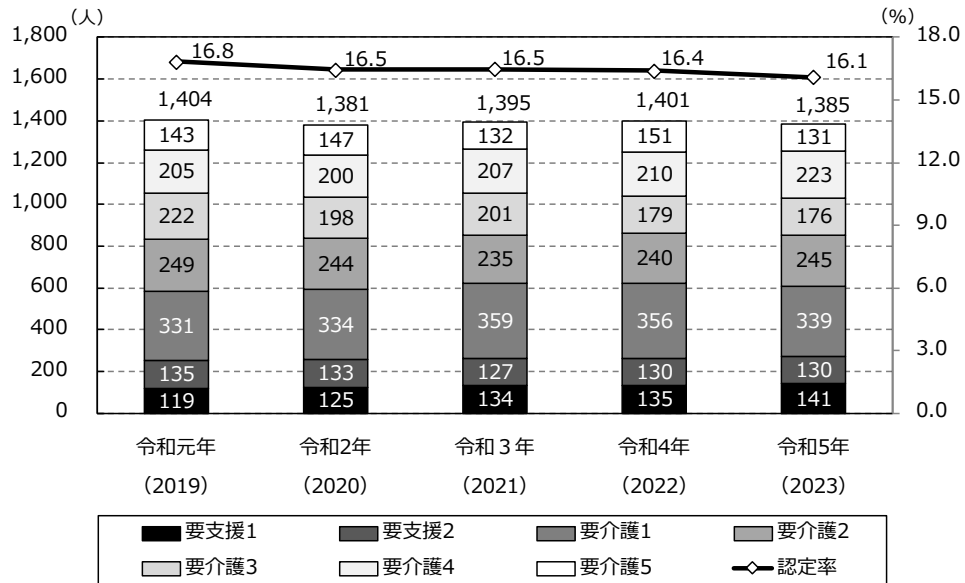
資料：住民基本台帳(各年3月31日現在)

(4) 要支援・要介護認定と介護保険給付の状況

要支援・要介護認定者数の推移をみると、増減を繰り返しており、令和5年では1,385人となっています。認定率（第一号被保険者に占める割合）は16%台で推移しています。今後、令和7年には、団塊世代が75歳以上の後期高齢者となることから、要支援・要介護認定者数の増加が懸念されます。

介護保険サービス受給者の推移をみると、増減を繰り返しており、令和5年では1,263人となっています。受給率は90%前後で推移しています。

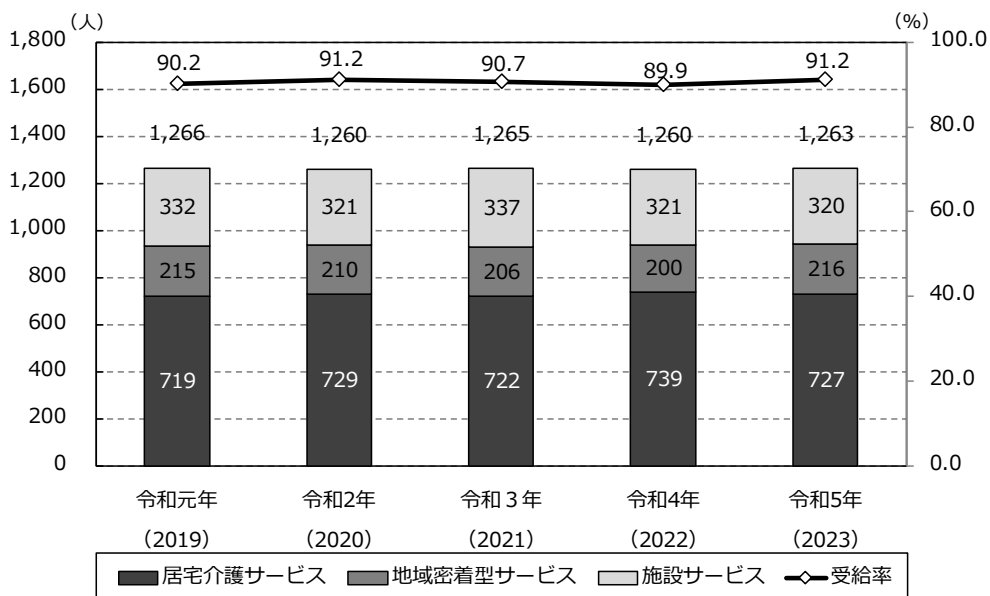
【要支援・要介護認定者数の推移】



資料：介護保険事業状況報告（各年9月末現在）

※要支援・要介護認定者数には、第二号被保険者を含む

【介護保険サービス受給者の推移】



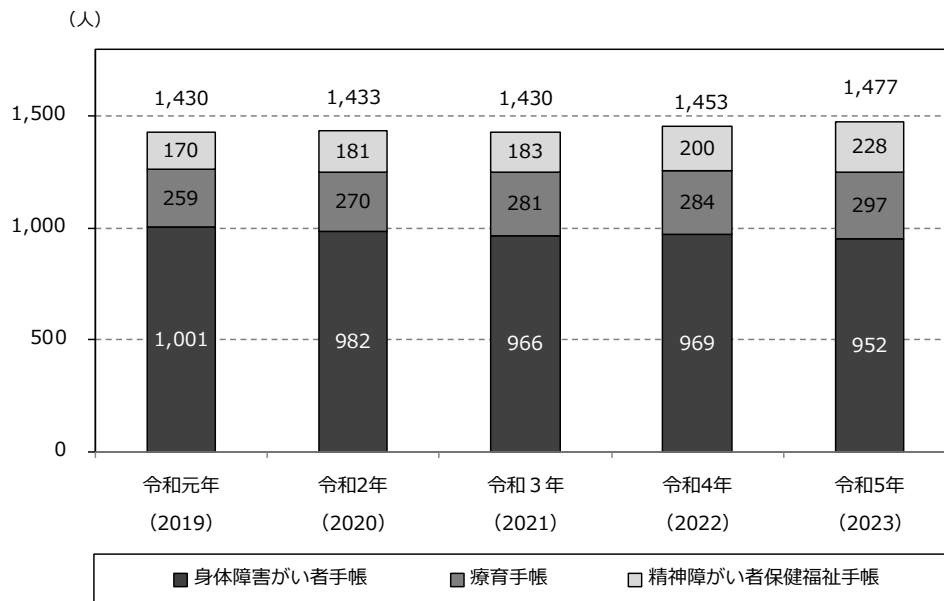
資料：介護保険事業状況報告（各年11月月報）

(5) 障がい者手帳所持者数の状況

障がい者手帳所持者数の推移をみると、増加傾向にあり、令和元年の1,430人から令和5年では1,477人と47人増加しています。

手帳別にみると、身体障がい者手帳所持者は減少傾向にあり、令和元年の1,001人から令和5年では952人と49人減少しています。療育手帳所持者と精神障がい者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあり、療育手帳所持者は令和元年の259人から令和5年では297人と38人増加、精神障がい者保健福祉手帳所持者は令和元年の170人から令和5年では228人と58人増加となっています。

【障がい者手帳所持者数の推移】

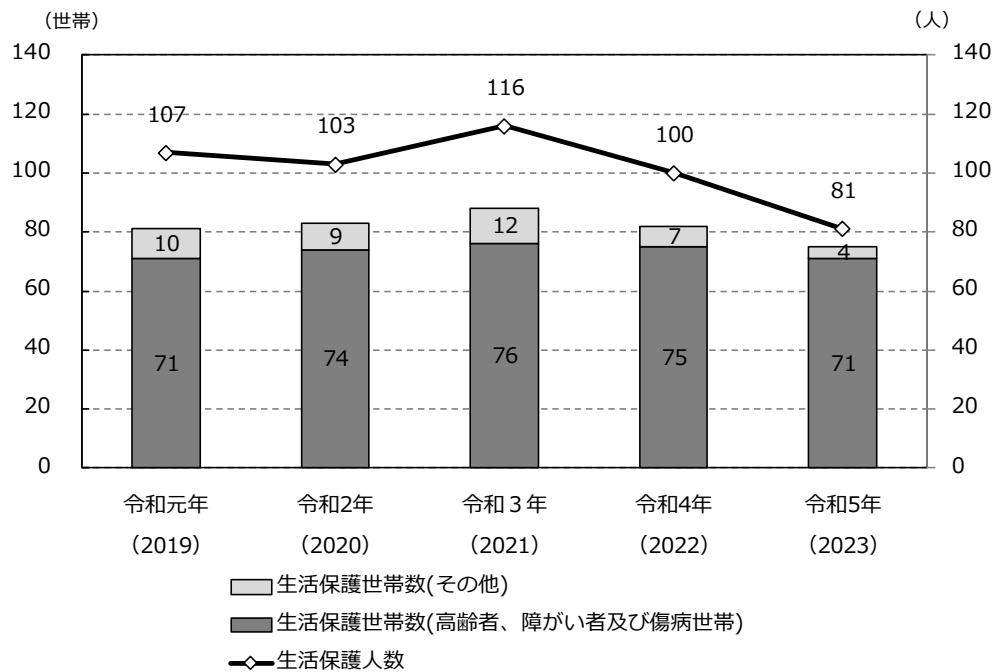


資料：社会福祉課 障がい者福祉システム（各年4月1日現在）

(6) 生活保護世帯数・人数の推移

生活保護世帯数・人数の推移をみると、収入の少ない単身高齢者等により、世帯数・人数ともに、令和元年から令和3年にかけて増加していますが、令和4年以降は減少に転じています。

【生活保護世帯数・人数の推移】



資料:社会福祉課(各年3月31日現在)

(7) 地域活動等の状況

ボランティア登録者数・団体数の推移をみると、新型コロナウイルス感染症の流行等の影響により、登録者数・団体数ともに、令和元年から令和3年にかけて減少していますが、令和4年以降は回復し始めている状況が伺えます。

【ボランティア登録者数・団体数の推移】

| | 単位 | 令和元年 (2019) | 令和2年 (2020) | 令和3年 (2021) | 令和4年 (2022) | 令和5年 (2023) |
|-----------------|--------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| ボランティア 登録者数 | 人 | 1,577 | 1,285 | 743 | 734 | 863 |
| | 個人登録者数 | 29 | 35 | 26 | 33 | 30 |
| ボランティア 登録団体数 | 団体 | 74 | 73 | 40 | 48 | 50 |

資料：社会福祉協議会（各年3月31日現在）

2 市民アンケート調査結果からみる現状

(1) 調査概要

市民における地域福祉活動の現状や課題、意向等を把握するため、WEB回答を併用した郵送でのアンケート調査を実施しました。

【調査概要】

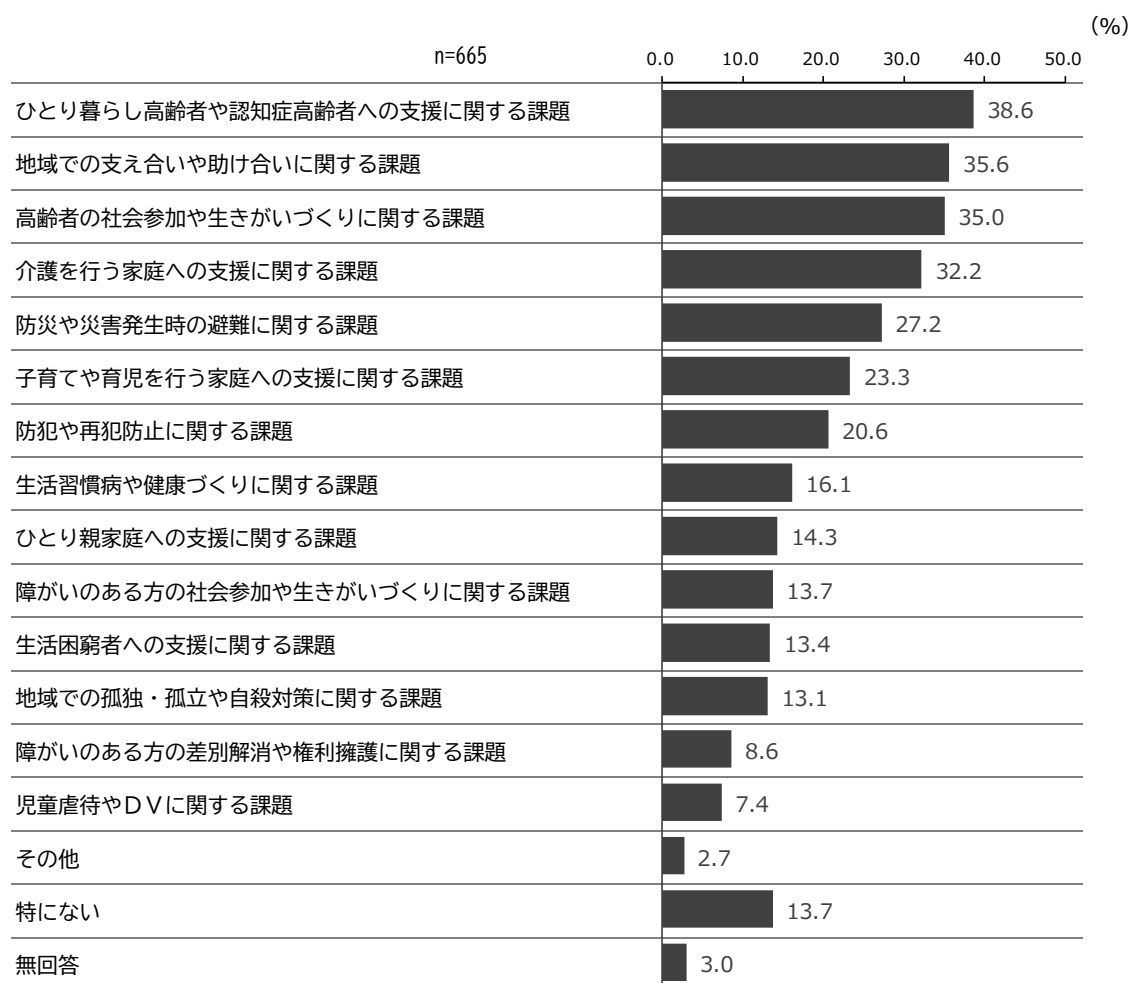
| 項目 | 内容 |
|----------|--|
| 対象者 | 市民 2,000人 |
| 対象者の選定方法 | 住民基本台帳から無作為抽出 |
| 調査期間 | 令和5年7月6日～7月21日 ※遅れ票については、8月8日着分までを含めた |
| 調査方法 | WEB回答を併用した郵送調査 |
| 回収数(回収率) | 回収数665件(回収率:33.3%) |

(2) 調査結果

①お住まいの地域や周辺環境にある地域課題

お住まいの地域や周辺環境にある地域課題について、「ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者への支援に関する課題」が38.6%と最も高く、次いで「地域での支え合いや助け合いに関する課題」(35.6%)、「高齢者の社会参加や生きがいづくりに関する課題」(35.0%)となっています。

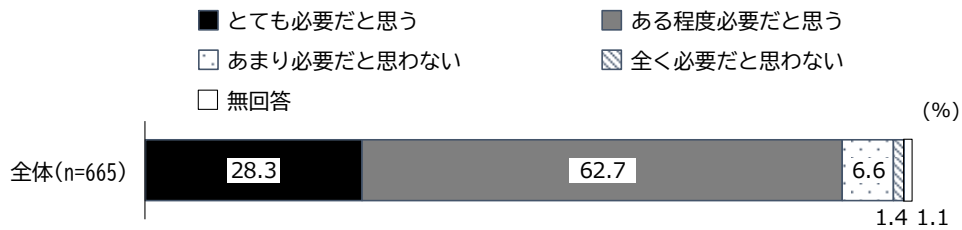
【お住まいの地域や周辺環境にある地域課題(複数回答)】



②地域課題の解決のために、住民同士の自主的な支え合い・助け合いが必要と思うか

地域課題の解決のために、住民同士の自主的な支え合い・助け合いが必要と思うかとの問いについて、「とても必要だと思う」(28.3%)と「ある程度必要だと思う」(62.7%)を合わせた『必要だと思う人』が91.0%と、支え合い・助け合いの必要性の高まりが伺えます。

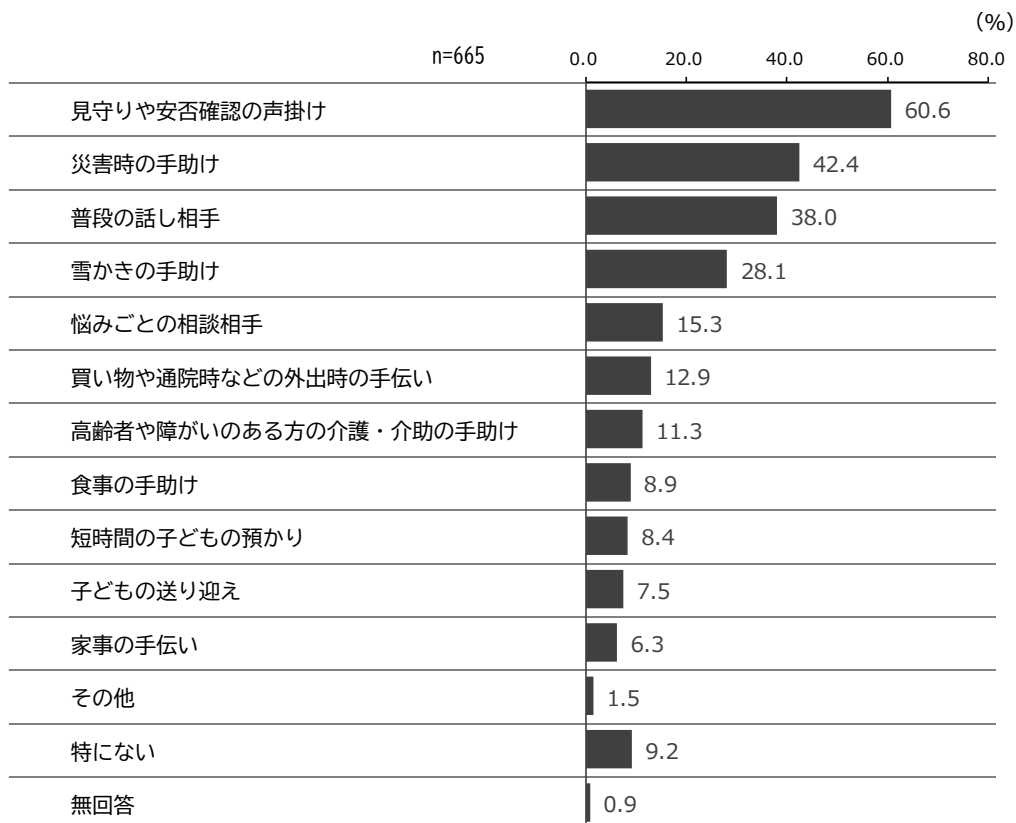
【地域課題の解決のために、住民同士の自主的な支え合い・助け合いが必要と思うか】



③隣近所等で困っている方等に対してできる手助け

隣近所等で困っている方等に対してできる手助けについて、「見守りや安否確認の声掛け」が60.6%と最も高く、次いで「災害時の手助け」(42.4%)、「普段の話し相手」(38.0%)、「雪かきの手助け」(28.1%)、「悩みごとの相談相手」(15.3%)となっています。

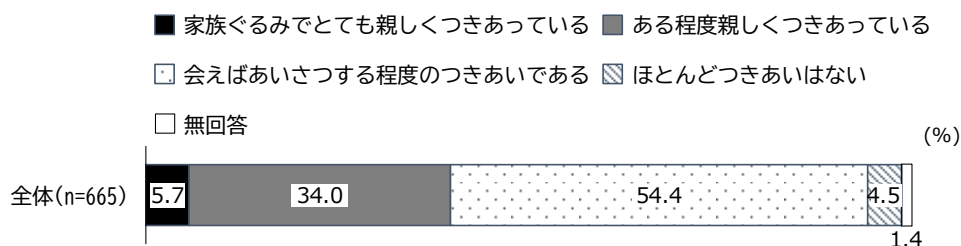
【隣近所等で困っている方等に対してできる手助け(複数回答)】



④近所付き合いの程度

近所付き合いの程度について、「家族ぐるみでとても親しくつきあっている」が5.7%、「ある程度親しくつきあっている」が34.0%と親しく付き合っている人もいる一方、「会えばあいさつする程度のつきあいである」が54.4%、「ほとんどつきあいはない」が4.5%とあまり付き合いがない人が半数以上となっています。

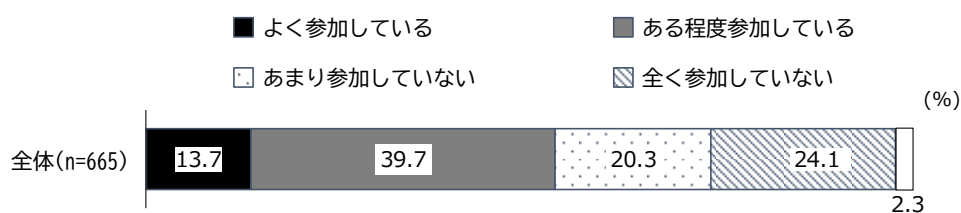
【近所付き合いの程度】



⑤町内会やボランティア等の地域活動への参加状況

町内会やボランティア等の地域活動への参加状況について、「よく参加している」(13.7%)と「ある程度参加している」(39.7%)を合わせた『参加している人』が53.4%、「あまり参加していない」(20.3%)と「全く参加していない」(24.1%)を合わせた『参加していない人』が44.4%と、約半数の人が参加していない状況となっています。

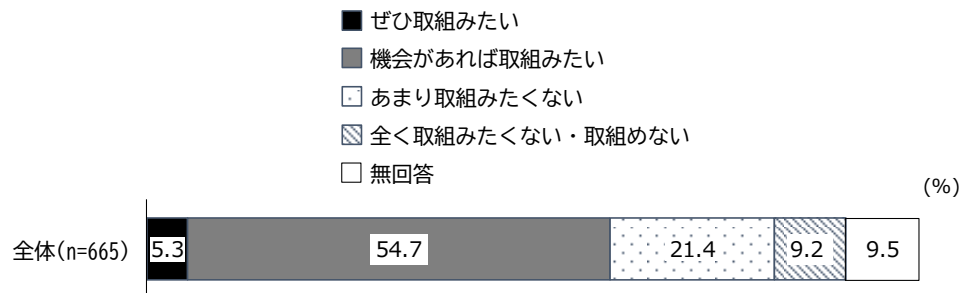
【町内会やボランティア等の地域活動への参加状況】



⑥今後の地域活動の取組意向

今後の地域活動の取組意向について、「ぜひ取組みたい」(5.3%)と「機会があれば取組みたい」(54.7%)を合わせた『取組みたい人』が60.0%、「あまり取組みたくない」が21.4%、「全く取組みたくない・取組めない」が9.2%となっています。

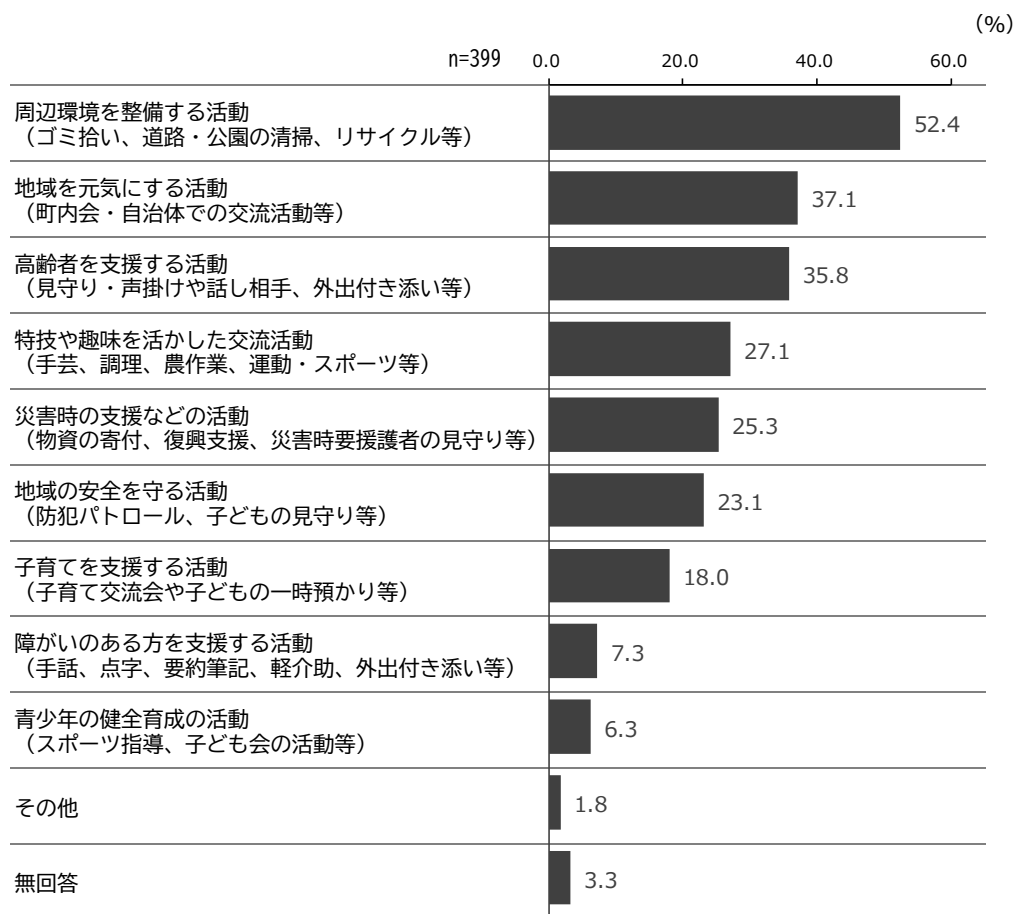
【今後の地域活動の取組意向】



⑦今後取組みたい地域活動

今後取組みたい地域活動について、「周辺環境を整備する活動（ゴミ拾い、道路・公園の清掃、リサイクル等）」が52.4%と最も高く、次いで「地域を元気にする活動（町内会・自治体での交流活動等）」（37.1%）、「高齢者を支援する活動（見守り・声掛けや話し相手、外出付き添い等）」（35.8%）、「特技や趣味を活かした交流活動（手芸、調理、農作業、運動・スポーツ等）」（27.1%）、「災害時の支援などの活動（物資の寄付、復興支援、災害時要援護者の見守り等）」（25.3%）となっています。

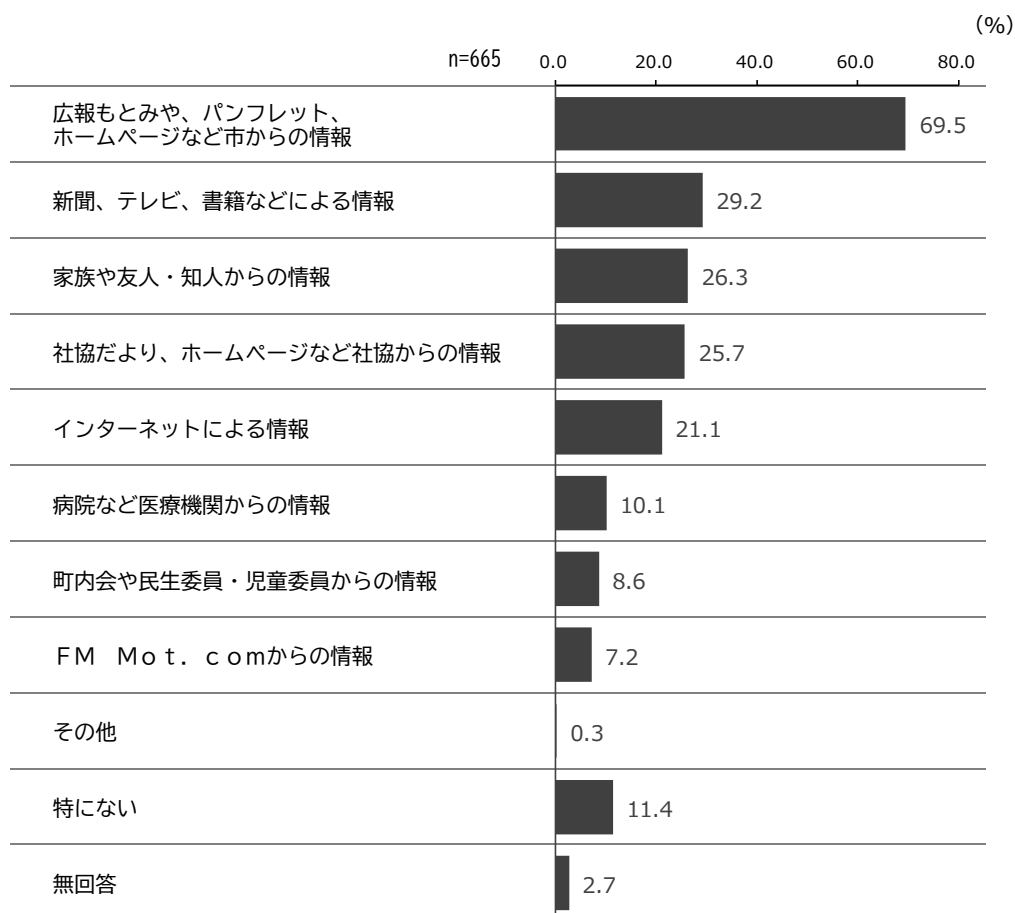
【今後取組みたい地域活動（複数回答）】



⑧福祉についての情報源で役に立っているもの

福祉についての情報源で役に立っているものについて、「広報もとみや、パンフレット、ホームページなど市からの情報」が69.5%と最も高く、次いで「新聞、テレビ、書籍などによる情報」(29.2%)、「家族や友人・知人からの情報」(26.3%)、「社協だより、ホームページなど社協からの情報」(25.7%)、「インターネットによる情報」(21.1%)となっています。

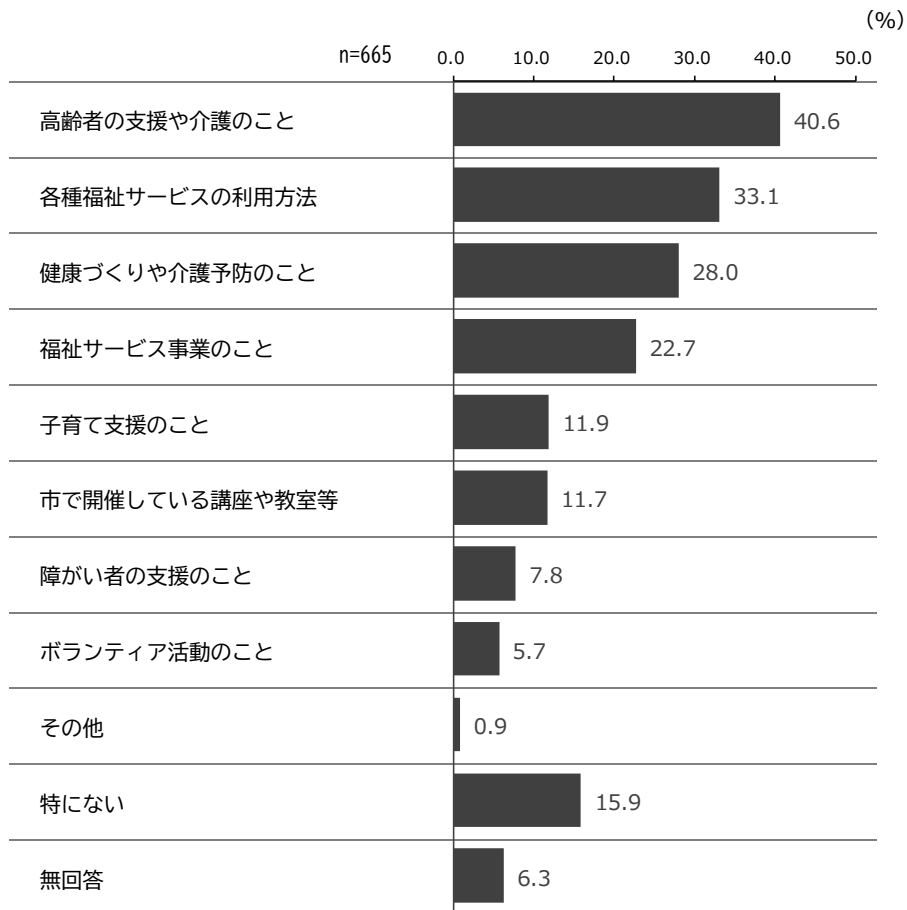
【福祉についての情報源で役に立っているもの(複数回答)】



④知りたい福祉の情報

知りたい福祉の情報について、「高齢者の支援や介護のこと」が40.6%と最も高く、次いで「各種サービスの利用方法」(33.1%)、「健康づくりや介護予防のこと」(28.0%)となっています。

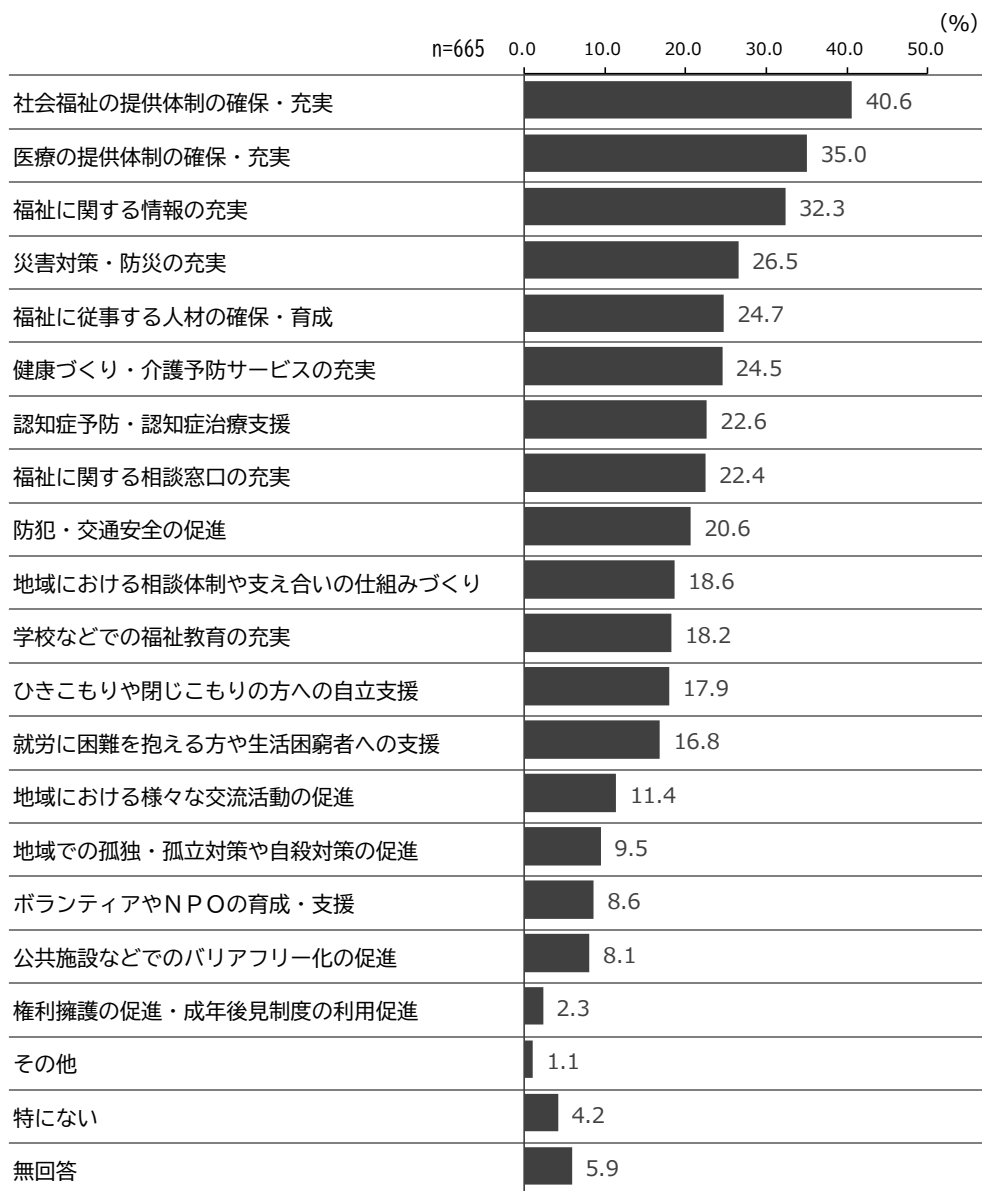
【知りたい福祉の情報(複数回答)】



⑩本宮市が今後優先的に取組むべき施策

本宮市が今後優先的に取組むべき施策について、「社会福祉の提供体制の確保・充実」が40.6%と最も高く、次いで「医療の提供体制の確保・充実」(35.0%)、「福祉に関する情報の充実」(32.3%)、「災害対策・防災の充実」(26.5%)、「福祉に従事する人材の確保・育成」(24.7%)となっています。

【本宮市が今後優先的に取組むべき施策(複数回答)】



3 地域福祉住民座談会結果からみる現状

(1) 調査概要

市民の声を計画に反映することを目的に、7小学校区で「地域福祉住民座談会」を開催しました。

第2期計画書の「基本目標1:すべての市民が住み慣れた地域で暮らし続けることができる仕組みづくり」「基本目標2:地域に暮らす市民が、共に助け合い、支え合う活動づくり」「基本目標3:子どもから高齢者まで誰もが健康で安全・安心に暮らすことができるまちづくり」に位置付けられた「市民や地域の取組」について、「できていること」と「今後取組むことが重要なこと」の評価を実施するとともに、次期計画の策定に向けて重要なことについて、「自分で取り組むこと」「家族・地域(事業者含む)で取り組むこと」「行政に求める支援」の3つの視点で住民同士の意見交換を行いました。

【会場別の参加者数】

| 小学校区 | 開催日 | 時間 | 会場 | 参加者数 |
|-------|----------|-------------|-------------|------|
| 岩根 | 8月22日(火) | 19:00~21:00 | 岩根地区公民館(和室) | 10人 |
| 五百川 | 8月23日(水) | | 荒井地区公民館(和室) | 8人 |
| 本宮まゆみ | 8月24日(木) | | 中央公民館(和室) | 5人 |
| 和田 | 8月28日(月) | | 和田分館(大ホール) | 6人 |
| 糠沢 | 8月29日(火) | | 糠沢分館(大ホール) | 8人 |
| 白岩 | 8月30日(水) | | 白岩分館(和室) | 14人 |
| 本宮 | 8月31日(木) | | 中央公民館(和室) | 17人 |
| 合計 | | | | 68人 |

【参加区別の参加者数】

| 小学校区 | 参加区分 | | | | | | | 小計 |
|-------|------|--------|-------|--------|------|-----|------|-----|
| | 行政区長 | 民生児童委員 | PTA役員 | ボランティア | 社協役員 | 福祉員 | 一般市民 | |
| 岩根 | 2人 | 3人 | 1人 | 1人 | 0人 | 3人 | 0人 | 10人 |
| 五百川 | 0人 | 4人 | 0人 | 0人 | 1人 | 1人 | 2人 | 8人 |
| 本宮まゆみ | 1人 | 3人 | 0人 | 0人 | 0人 | 1人 | 0人 | 5人 |
| 和田 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 6人 | 6人 |
| 糠沢 | 4人 | 3人 | 0人 | 1人 | 0人 | 0人 | 0人 | 8人 |
| 白岩 | 5人 | 3人 | 1人 | 0人 | 1人 | 4人 | 0人 | 14人 |
| 本宮 | 2人 | 7人 | 3人 | 0人 | 1人 | 1人 | 3人 | 17人 |
| 合計 | | | | | | | | 68人 |

(2) 調査結果

①基本目標1における市民や地域の取組の評価等

○「できている項目」と「できていない項目」

- ・できている項目については、「市の広報紙、ホームページ、回覧板に目を通す」「あいさつ、草刈り、雪かき、ゴミ出しなど近所付き合いを大切にすることが、より大きなネットワークにつながる」「地域の情報（一人暮らし、ひきこもりなど）の行政との共有」「あいさつや行事への参加などにより理解を深め合う」が上位3位となっています
- ・できていない項目については、「（生活困窮者自立相談支援）制度の理解に努める」「人権についての理解を深め、お互いに認め合う」「民生児童委員等との協力のもと支援に向けた橋渡しを行う」「不安や悩みは抱え込まず、相談するように心掛ける」が下位3位となっています

○今後取組むことが重要な項目

- ・今後取組むことが重要な項目については、「あいさつ、草刈り、雪かき、ゴミ出しなど近所付き合いを大切にすることが、より大きなネットワークにつながる」「地域の情報（一人暮らし、ひきこもりなど）の行政との共有」「日常的な交流から理解を深め、（生活困窮者自立相談支援制度の）対象者の早期発見に努める」「市の広報紙、ホームページ、回覧板に目を通す」が上位3位となっています。

○次期計画の策定に向けて重要なこと（意見の抜粋）

- ・次期計画の策定に向けて重要なことについて、自分や地域で取り組むこととしては「あいさつをする」「近所の様子を知る」「近所付き合いを行動に移す」「市の広報紙等に目を通す」「目を通して見つけた情報を家族や近所に共有する」などの意見が、行政に求める支援としては、「もっとわかりやすく読みたくなる広報紙をつくる」などが挙げられています。

【基本目標1：すべての市民が住み慣れた地域で暮らし続けることができる仕組みづくりの評価】

| 基本方針 | 市民や地域の取組 | 評価 | | | |
|--------------------|---|-------|-----|------------|-----|
| | | できている | | 今後取組むことが重要 | |
| | | 回答数 | 順位 | 回答数 | 順位 |
| 1 地域包括ケアシステムの整備・強化 | あいさつ、草刈り、雪かき、ゴミ出しなど近所付き合いを大切にすることが、より大きなネットワークにつながる | 14.5件 | 2位 | 8件 | 1位 |
| | 地域の情報（一人暮らし、ひきこもりなど）の行政との共有 | 10件 | 3位 | 5件 | 2位 |
| 2 権利擁護の推進 | 人権についての理解を深め、お互いを認め合う | 4件 | 11位 | 4件 | 5位 |
| | あいさつや行事への参加などにより理解を深め合う | 10件 | 3位 | 4件 | 5位 |
| | 町内会・行政区と行政の情報の共有 | 9件 | 5位 | 2件 | 10位 |
| 3 生活困窮者自立相談支援 | 制度の理解に努める | 2件 | 12位 | 2件 | 10位 |
| | 日常的な交流から理解を深め、対象者の早期発見に努める | 7件 | 7位 | 5件 | 2位 |
| | 民生児童委員等との協力のもと支援に向けた橋渡しを行う | 5件 | 9位 | 3件 | 8位 |
| 4 適切な情報提供・相談体制の拡充 | 市の広報紙、ホームページ、回覧板に目を通す | 16件 | 1位 | 5件 | 2位 |
| | 不安や悩みは抱え込まず、相談するように心掛ける | 5件 | 9位 | 4件 | 5位 |
| | 地域の要望等が確実に伝えられるよう、町内会や行政区において役員引継ぎ等を行う | 9件 | 5位 | 1件 | 12位 |
| | 日頃の交流をもとに情報を収集し、相談・支援等を行う | 6件 | 8位 | 3件 | 8位 |

②基本目標2における市民や地域の取組の評価等

○「できている項目」と「できていない項目」

- ・できている項目については、「積極的に声かけ、あいさつを行う」「あいさつやごみ拾いなど子どもの手本となる行動を行う」「町内会や行政区へ加入し、活動に参加する」が上位3位となっています
- ・できていない項目については、「世代間交流活動とおした福祉の心の醸成」「育児クラブ、母親クラブに加入し活動に参加する」「役員の負担を軽減する」「子どもや若い人が参加しやすいプログラム、参加呼びかけなど取組の工夫・改善」「ラジオ体操への高齢者の参加など世代間交流の取組の推進」が下位3位となっています

○今後取組むことが重要な項目

- ・今後取組むことが重要な項目については、「世代間交流活動とおした福祉の心の醸成」「子どもや若い人が参加しやすいプログラム、参加呼びかけなど取組の工夫・改善」「認知症サポーター※やボランティア活動などに興味を持ち参加してみる」が上位3位となっています。

○次期計画の策定に向けて重要なこと（意見の抜粋）

- ・次期計画の策定に向けて重要なことについて、自分や地域で取り組むこととしては「普段からあいさつを行うなど、隣近所との日常的な交流を行う」「町内会をはじめ、各種行事に積極的に参加する」「子どもが楽しめる行事を企画する」「参加しやすい雰囲気づくりを行う」などの意見が、行政に求める支援としては、「地域交流に参加するための移動手段の確保・支援」などが挙げられています。

【基本目標2：地域に暮らす市民が、共に助け合い、支え合う活動づくりの評価】

| 基本方針 | 市民や地域の取組 | 評価 | | | |
|------------------|--------------------------------------|-------|-----|------------|-----|
| | | できている | | 今後取組むことが重要 | |
| | | 回答数 | 順位 | 回答数 | 順位 |
| 1 福祉の心の育成 | あいさつやごみ拾いなど子どもの手本となる行動を行う | 22件 | 2位 | 5件 | 6位 |
| | 福祉に関する勉強会や地域のボランティア活動、学校等での福祉活動に参加 | 20件 | 4位 | 7件 | 4位 |
| | 世代間交流活動とおした福祉の心の醸成 | 4件 | 14位 | 12件 | 1位 |
| 2 地域を支える担い手の育成支援 | 町内会や行政区へ加入し、活動に参加する | 21件 | 3位 | 3件 | 8位 |
| | 役員の負担を軽減する | 5件 | 10位 | 6件 | 5位 |
| | 公民館活動に参加・協力する | 9件 | 8位 | 1件 | 12位 |
| | 認知症サポーターやボランティア活動などに興味を持ち参加してみる | 12件 | 6位 | 10件 | 3位 |
| | 育児クラブ、母親クラブに加入し活動に参加する | 5件 | 13位 | 1件 | 12位 |
| 3 地域での支え合い活動の推進 | 積極的に声かけ、あいさつを行う | 24件 | 1位 | 3件 | 8位 |
| | 子どもや若い人が参加しやすいプログラム、参加呼びかけなど取組の工夫・改善 | 5件 | 10位 | 12件 | 1位 |
| | ラジオ体操への高齢者の参加など世代間交流の取組の推進 | 5件 | 10位 | 3件 | 8位 |
| | ふれあいサロン等交流の場の開催 | 13件 | 5位 | 4件 | 7位 |
| | 回覧板とともに、直接行事等に参加を呼び掛ける | 11件 | 7位 | 3件 | 8位 |
| | 参加者の移動手段について考え、支え合い助け合う | 6件 | 9位 | 1件 | 12位 |

※ 認知症サポーター：認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする者のこと

③基本目標3における市民や地域の取組の評価等

○「できている項目」と「できていない項目」

- ・できている項目については、「一人で悩みを抱え込まず、親や子、友人、関係機関などに相談する」「子どもの登下校時の声かけ(あいさつ運動)や防犯パトロールの強化」「一人暮らしや日中独居の方などに対し、スポーツサークル等への参加声掛けを行う」が上位3位となっています
- ・できていない項目については、「コミュニティスクール※による防犯体制構築の検討」「避難行動要支援者に対する支援計画の策定」「地域で防災訓練を実施」「行政区など身近な単位で、防犯講習会・研修会に参加」が下位3位となっています

○今後取組むことが重要な項目

- ・今後取組むことが重要な項目については、「子どもの登下校時の声かけ(あいさつ運動)や防犯パトロールの強化」「一人暮らし世帯など地域情報の把握と注意喚起」「一人で悩みを抱え込まず、親や子、友人、関係機関などに相談する」が上位3位となっています。

○次期計画の策定に向けて重要なこと(意見の抜粋)

- ・次期計画の策定に向けて重要なことについて、自分や地域で取り組むこととしては「一人暮らし高齢者の見守りを行う」「子育て世帯の見守りを行う」「一人で避難することが困難な場合には避難行動要支援者の個別避難計画を作成する」などの意見が、行政に求める支援としては、「個人情報の取扱いが難しくなっているが、支援が必要な人に関する情報を社協や行政区長、町内会長、民生児童委員等に共有する」「高齢者緊急通報システムなどを支援が必要な人に届ける」などの意見が挙げられています。

【基本目標3:子どもから高齢者まで誰もが健康で安全・安心に暮らすことができるまちづくりの評価】

| 基本方針 | 市民や地域の取組 | 評価 | | | |
|--------------------------|---------------------------------------|-------|-----|------------|-----|
| | | できている | | 今後取組むことが重要 | |
| | | 回答数 | 順位 | 回答数 | 順位 |
| 1 生きがいづくりと心身の健康づくりの推進 | 一人で悩みを抱え込まず、親や子、友人、関係機関などに相談する | 24件 | 1位 | 11件 | 3位 |
| | 一人暮らしや日中独居の方などに対し、スポーツサークル等への参加声掛けを行う | 15件 | 3位 | 1件 | 12位 |
| | シルバー人材センターへの登録など生きがいづくりに努める | 7件 | 9位 | 1件 | 12位 |
| | 町内会や行政区において健康について学ぶ機会をつくる | 12件 | 7位 | 6件 | 6位 |
| 2 地域ぐるみ防災体制の推進 | 日頃から災害時の避難などについて家族で話し合う | 14件 | 4位 | 6件 | 6位 |
| | 地域で防災訓練を実施 | 3件 | 11位 | 6件 | 6位 |
| | 自主防災組織の確立及び活動の充実 | 8件 | 8位 | 1件 | 12位 |
| | 災害時要配慮者との日頃からの交流 | 6件 | 10位 | 9件 | 4位 |
| | 避難行動要支援者に対する支援計画の策定 | 1件 | 13位 | 6件 | 6位 |
| 3 犯罪のないまちづくりの推進 | 子どもの登下校時の声かけ(あいさつ運動)や防犯パトロールの強化 | 16件 | 2位 | 15件 | 1位 |
| | 地域の危険個所の点検、行政等への報告 | 14件 | 4位 | 7件 | 5位 |
| | 行政区など身近な単位で、防犯講習会・研修会に参加 | 3件 | 11位 | 2件 | 11位 |
| | 一人暮らし世帯など地域情報の把握と注意喚起 | 14件 | 4位 | 13件 | 2位 |
| | コミュニティスクールによる防犯体制構築の検討 | 1件 | 14位 | 3件 | 10位 |

※ コミュニティスクール:学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むこと

4 本宮市の地域福祉の推進における課題の整理

社会情勢の変化や本宮市を取り巻く状況、市民アンケート調査結果、地域福祉住民座談会等を踏まえ、本宮市の地域福祉の推進における課題を以下4つと考えます。

(1) 地域に暮らす市民が、共に助け合い、支え合うための人・活動づくりが必要

少子高齢化・人口減少社会が到来している中、単独世帯の増加やライフスタイルの変化、新型コロナウイルス感染症の流行による新しい生活様式などによって、地域におけるつながりの希薄化や助け合い、支え合いの機能の低下が一層懸念されています。地域における様々な課題に対して、公的サービスだけでは、人々の生活を支えることが困難な状況となっていることから、福祉の心の育成や地域を支える担い手の育成、地域での支え合い活動の推進など、共に助け合い、支え合うための人・活動づくりを推進することが必要です。

(2) 地域に暮らす市民がつながり合う仕組みづくりが必要

近隣住民同士の関係が希薄化しつつある中で、助け合い、支え合い活動を推進していくためには、人と人とのつながりや顔の見える関係性の構築が重要です。地域コミュニティの再構築のほか、地域における交流の場や機会の充実など、地域に暮らす市民がつながり合う仕組みづくりを行うことが必要です。

(3) 子どもから高齢者まで誰もが健康で安全・安心に暮らすことができるまちづくりが必要

近年、8050問題やダブルケアなどの課題が顕在化しており、誰もが健康に暮らしていくためには、生きがいづくりと心身の健康づくりの推進が必要です。また、大規模災害の発生や犯罪、差別や偏見、虐待、生活困窮といった社会問題への対策は、継続的に取り組んでいく必要があることから、防災・防犯体制の充実や権利擁護の推進、虐待の防止、生活困窮者の支援体制の充実など、子どもから高齢者まで誰もが健康で安全・安心に暮らすことができるまちづくりを行っていくことが必要です。

(4) 地域福祉を推進する体制づくりが必要

地域におけるつながりの希薄化等により、地域住民においては、悩みや困りごとを相談することができない状況のほか、分野ごとの制度の狭間にある複雑化・複合化した相談ニーズが生じています。こうした地域課題の解決につなげるためにも、隣近所などの身近で相談できる体制のほか、市全体で包括的・重層的に受け止める相談体制の充実が必要です。また、市民自らの努力（自助）や市民同士・地域における支え合い（互助）では、解決することが困難な課題については、介護保険や医療、年金などの制度化された相互扶助（共助）、行政・公的制度（公助）による支援が必要となることから、必要な方に必要なサービスを提供することができるよう、情報提供や福祉サービスの充実を図るなど、地域福祉を推進する体制づくりが必要です。

第3章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本宮市及び本宮市社会福祉協議会では、第2期計画において、「共に支え合う仕組みがあり、みんなが助け合いながら安心して暮らしているまち」の基本理念のもと、地域福祉の取組を推進してきましたが、引き続き、自助、共助、公助、互助により、「地域共生社会」の実現を目指していく必要があることから、第2期計画の基本理念を継承し、地域福祉の取組を進めてまいります。

「共に支え合う仕組みがあり、
みんなが助け合いながら安心して暮らしているまち」

2 基本目標

本宮市における課題を解決し、基本理念である「共に支え合う仕組みがあり、みんなが助け合いながら安心して暮らしているまち」を目指すため、4つの基本目標を設定いたします。

基本目標1 地域に暮らす市民が、共に助け合い、支え合うための人・活動づくり

福祉の心の育成や地域を支える担い手の育成、地域での支え合い活動の推進など、共に助け合い、支え合うための人・活動づくりを推進します。

基本目標2 地域に暮らす市民がつながり合う仕組みづくり

地域コミュニティの再構築のほか、地域における交流の場や機会の充実など、地域に暮らす市民がつながり合う仕組みづくりを行います。

基本目標3 子どもから高齢者まで誰もが健康で安全・安心に暮らすことができるまちづくり

生きがいづくりや心身の健康づくりのほか、防災・防犯体制の充実や権利擁護の推進、虐待の防止、生活困窮者の支援体制の充実など、子どもから高齢者まで誰もが健康で安全・安心に暮らすことができるまちづくりを推進します。

基本目標4 地域福祉を推進する体制づくり

市全体で包括的・重層的に受け止める相談体制の充実や情報提供、福祉サービスの充実を図るなど、地域福祉を推進する体制づくりを行います。

3 重点的に取り組む施策

基本理念及び基本目標を達成するため、計画期間中に重点的に取り組む事項を次のとおりとします。

重点施策1 福祉の心の育成

住み慣れた地域で安心して暮らしていける地域社会を実現するためには、共に助け合い、支え合う人・活動づくりが必要です。住民座談会では、共に助け合い、支え合うために「世代間交流活動をとおした福祉の心の醸成」が重要とされていることから、福祉の心の育成に取り組みます。

重点施策2 地域コミュニティの再構築

アンケート調査結果では、お住まいの地域や周辺環境にある地域課題として、「地域での支え合いや助け合いに関する課題」が挙げられている一方、価値観・ライフスタイル等の変化により、地域におけるつながりの希薄化が懸念されます。ひとり暮らし高齢者等の見守り・支え合いが必要な方を地域全体で支え合い、助け合える地域とするため、地域コミュニティの再構築に取り組みます。

重点施策3 防災体制の充実

本宮市は、令和元年東日本台風により、大きな被害を受けましたが、この記憶を風化させることなく、台風災害の教訓として、今後の災害対策を行っていくことが必要です。災害発生時には、市民や地域、社会福祉協議会、行政等が、自分自身や家族、身の回りの人を守る行動が必要となることから、防災体制づくりの働きかけを行うなど、防災体制の充実に取り組みます。

重点施策4 福祉サービスの充実

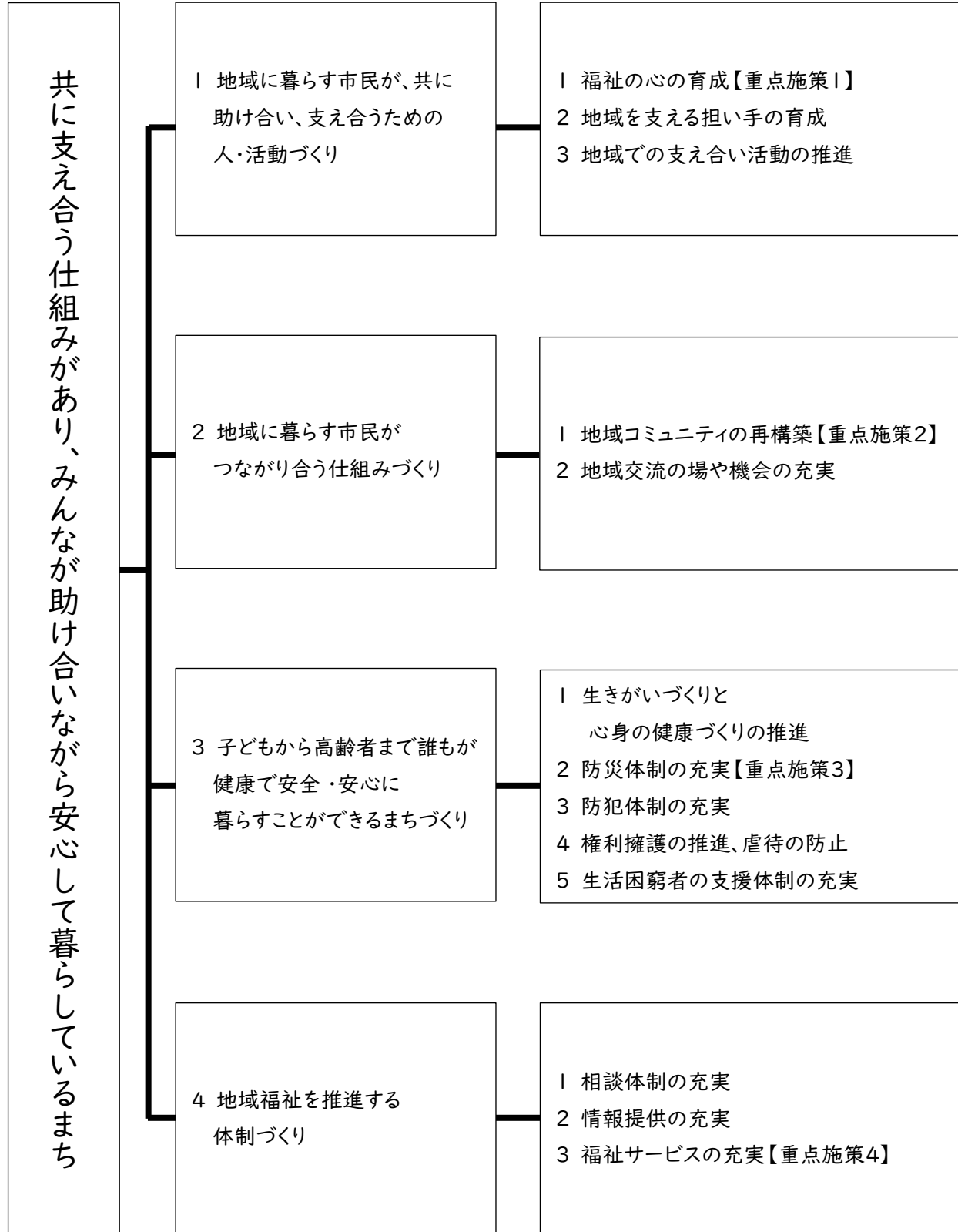
人口減少・少子高齢化が進行していく中、市民自らの努力（自助）や市民同士・地域における支え合い（互助）では、解決することが困難な課題が多々発生しています。アンケート調査結果では、本宮市が今後優先的に取り組むべき施策として、「社会福祉の提供体制の確保・充実」が最も高くなっており、介護保険等の制度化された相互扶助（共助）や行政・公的制度（公助）による支援等が今後も必要不可欠であることから、福祉サービスの充実に取り組みます。

4 計画の体系

<基本理念>

<基本目標>

<基本施策>



第4章

施策の展開

第4章 施策の展開

基本目標1 地域に暮らす市民が、共に助け合い、支え合うための人・活動づくり

現状と課題

- 地域におけるつながりの希薄化や助け合い、支え合いの機能の低下により、地域における様々な課題に対して、公的サービスだけでは、人々の生活を支えることが困難な状況となっています。
- 市民アンケート調査結果では、お住まいの地域や周辺にある地域課題として、「地域での支え合いや助け合いに関する課題」が35.6%と約3人に1人が課題と感じており、地域課題の解決のために、住民同士の自主的な支え合い・助け合いが必要と思うかとの問いでは、『必要だと思う人』が91.0%と、支え合い・助け合いの必要性の高まりが伺えます。(P19-20)
- 町内会やボランティア等の地域活動への参加状況では、『参加している人』が53.4%、『参加していない人』が44.4%と、約半数の人が参加していない状況となっていますが、今後の地域活動の取組意向では、『取組みたい人』が60.0%となっており、今後取組みたい地域活動としては、「周辺環境を整備する活動（ゴミ拾い、道路・公園の清掃、リサイクル等）」(52.4%)や「地域を元気にする活動（町内会・自治体での交流活動等）」(37.1%)が上位の項目として挙げられています。(P21-23)
- 住民座談会では、市民や地域の取組として「世代間交流活動をとoshた福祉の心の醸成」が、今後取組むことが重要とされています。(P29)

施策の方向

地域における様々な課題に対して、公的サービスだけでは、人々の生活を支えることが困難な状況となっていることから、福祉の心の育成や地域を支える担い手の育成、地域での支え合い活動の推進など、共に助け合い、支え合うための人・活動づくりを推進することにより、地域課題の解決に努めます。

基本施策Ⅰ 福祉の心の育成【重点施策Ⅰ】

地域福祉を推進するためには、福祉の心を育む取組が必要です。地域に暮らす全ての市民が、共に助け合い、支え合う活動を自分自身が行動し、支援し、参加したいという「福祉の心」を育成します。

| 区分 | 取組内容 |
|------------|--|
| 市民や地域の取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・あいさつやごみ拾いなど地域住民の手本となる行動を行いましょ ・福祉に関する正しい知識を身に付け、思いやる気持ちを育みましょ ・地域のボランティア活動、学校等での福祉活動に参加ましょ。 ・世代間交流活動等をとおした福祉の心の醸成を行いましょ など |
| 社会福祉協議会の取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・市内各小中学校等における福祉教育を支援ます ・中高生を対象とした福祉施設等での体験ボランティア活動を実施ます ・小学生を対象としたキッズボランティアクラブを実施ます ・社協だより『ふれあい』やラジオ・インターネット等での広報・啓発活動を行います ・福祉施設・福祉団体との協働でボランティア育成講座や研修を開催ます など |
| 行政の取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・あいさつの大切さの広報を行います ・地域福祉の周知活動を強化ます ・福祉教育を通じ、共生社会づくりに向け、ノーマライゼーションの理念の啓発と意識のバリアフリー化を行います ・学校及び関係機関と連携した福祉教育の推進を図ります など |

【主な事業】

| 取組内容 | 担当課 |
|-----------------------------------|------------|
| 広報もとみや等での広報・啓発活動 | 秘書広報課 |
| 思春期教育の実施 | 保健課 |
| 小中学校等における福祉教育の支援 | 本宮市社会福祉協議会 |
| 中高生を対象とした福祉施設での体験ボランティアの実施 | 本宮市社会福祉協議会 |
| 小学生を対象としたキッズボランティアクラブの実施 | 本宮市社会福祉協議会 |
| 社協だより『ふれあい』・ラジオ・インターネット等での広報・啓発活動 | 本宮市社会福祉協議会 |
| 福祉施設・福祉団体との協働事業等の開催 | 本宮市社会福祉協議会 |

基本施策2 地域を支える担い手の育成

地域福祉を推進するためには、市民や民生児童委員^{※1}、福祉員^{※2}など、様々な主体による支え合い、助け合いの取組が必要です。町内会や行政区の民生児童委員や福祉員を始め、地域で活動する様々な団体・委員とともに、市民や商店、企業などの多様な主体に働きかけることで、担い手を増やす取組を行います。

| 区分 | 取組内容 |
|------------|--|
| 市民や地域の取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・町内会や行政区へ加入し、活動に参加しましょう ・民生児童委員や福祉員、ボランティア団体等の活動についての理解や認識を深めましょう ・ボランティア養成講座や認知症サポーター養成講座等に興味を持ち、参加しましょう ・身近な人と一緒にボランティア活動を行いましょう ・育児等に関する活動に参加しましょう など |
| 社会福祉協議会の取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・新規ボランティアの登録を推進します ・ボランティア講座を開催します ・民生児童委員、福祉員活動の支援を行います ・各種ボランティア団体への支援・協力を行います ・福祉専門職の育成に協力します など |
| 行政の取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域組織の活動の育成を支援します ・ゲートキーパー^{※3}養成講座や認知症サポーター養成講座を開催します ・ボランティアセンターの活動を支援します ・手話講習会を開催します ・他地区事例などの情報の提供・発信を行います ・公民館活動の充実を図ります など |

【主な事業】

| 取組内容 | 担当課 |
|-----------------------------|------------|
| 地域組織活動の育成支援 | 子ども福祉課 |
| 老人クラブや精神障がい関係団体の活動支援の推進 | 保健課・高齢福祉課 |
| ゲートキーパー養成講座や認知症サポーター養成講座の開催 | 保健課・高齢福祉課 |
| 新規ボランティアの登録の推進 | 本宮市社会福祉協議会 |
| ボランティア講座の開催 | 本宮市社会福祉協議会 |
| 民生児童委員、福祉員活動の支援 | 本宮市社会福祉協議会 |
| 各種ボランティア団体への支援・協力 | 本宮市社会福祉協議会 |
| 福祉専門職養成実習生の受入れ | 本宮市社会福祉協議会 |

※1 民生児童委員：厚生労働大臣から委嘱され、地域住民の相談に応じ、社会福祉の増進に努める方々

※2 福祉員：地域から選出され、社会福祉協議会長から委嘱を受け、地域福祉活動をするボランティアの方々

※3 ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる人

基本施策3 地域での支え合い活動の推進

地域における助け合いや支え合いの基本となる町内会や行政区の活動へ、より多くの市民が参加できるよう、働きかけを行います。

社会福祉協議会等の関係機関とともに、支え合い活動や体制づくりを推進するほか、子どもが参加しやすい活動を取り入れるなど、工夫ある活動に取り組みます。

| 区分 | 取組内容 |
|------------|---|
| 市民や地域の取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・積極的に声掛け、あいさつを行い、日頃からの交流を図りましょう ・身近に困っている方がいたら、自分ができる手助けをしましょう ・地域における支援が必要な方の情報（一人暮らし、ひきこもりなど）を行政へ共有しましょう ・子育て中の方や一人暮らしの方などと交流ができるようふれあいサロン等交流の場を開催しましょう など |
| 社会福祉協議会の取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・市内各地域において、子どもから高齢者まで幅広い年齢層のコミュニティの場となっているふれあいサロンに対し助成金交付や開催支援を行います ・高齢者宅への訪問による弁当配食（ふれあい配食）により生活状況の見守りを行います ・見守り・支え合い・助け合い活動の支援を行います など |
| 行政の取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉の重要性についてPRします ・ファミリー・サポート・センター事業※を行います ・認知症高齢者の見守り体制を構築するための啓蒙活動を行います ・生活支援体制整備事業（地域づくり協議体、生活支援コーディネーター）の推進を行います ・地域における支援が必要な方の情報（一人暮らし、ひきこもりなど）を把握します など |

【主な事業】

| 取組内容 | 担当課 |
|------------------------------|------------|
| 広報もとみや等での広報・啓発活動【再掲】 | 秘書広報課 |
| ファミリー・サポート・センター事業の推進 | 子ども福祉課 |
| 認知症高齢者の見守り体制を構築するための啓蒙活動の実施 | 高齢福祉課 |
| 地域における支え合いの体制づくりとサービス提供体制の構築 | 高齢福祉課 |
| ふれあいサロンへの助成金交付・開催支援 | 本宮市社会福祉協議会 |
| 訪問による見守り（ふれあい配食） | 本宮市社会福祉協議会 |

※ ファミリー・サポート・センター事業：子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

基本目標2 地域に暮らす市民がつながり合う仕組みづくり

現状と課題

- 核家族化やライフスタイルの変化により、隣近所との付き合いがなく孤立した世帯もあり、ひきこもり、孤独死などが社会問題となっています。市内においても、隣近所の付き合いの希薄化が進んでおり、町内会、行政区などに加入しない世帯が年々増加しています。
- 市民アンケート調査結果では、近所付き合いの程度について、「家族ぐるみでとても親しくつきあっている」が5.7%、「ある程度親しくつきあっている」が34.0%と親しく付き合っている人もいる一方、「会えばあいさつする程度のつきあいである」が54.4%、「ほとんどつきあいはない」が4.5%とあまり付き合いがない人が半数以上となっています。(P21)
- 住民座談会では、市民や地域の取組として「あいさつ、草刈り、雪かき、ゴミ出しなど近所付き合いを大切にすることが、より大きなネットワークにつながる」といったつながりを作る取組が今後重要とされています。(P28)

施策の方向

地域における助け合い・支え合いの活動を活発にするためには、地域コミュニティの再構築のほか、地域における交流の場や機会の充実などが重要であることから、地域に暮らす市民がつながり合う仕組みづくりに努めます。

基本施策Ⅰ 地域コミュニティの再構築【重点施策2】

地域福祉活動を推進するためには、人と人とのつながりや顔の見える関係性の構築が重要です。あいさつやゴミ出しなどの近所付き合いのほか、町内会等の地域活動、地域活動が円滑に進むよう、行政区長や民生児童委員等、地域の担い手との連携・支援を図るとともに、一人暮らし世帯やひきこもり等、孤独・孤立につながる恐れのある世帯の見守り・支え合いのネットワークづくり等を通し、地域コミュニティの再構築を図ります。

| 区分 | 取組内容 |
|------------|---|
| 市民や地域の取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ、草刈り、雪かき、ゴミ出しなど近所付き合いを大切にしましょう ・地域における行事やイベントに興味を持ちましょう ・地域の方と交流できる行事やイベントに積極的に参加しましょう ・地域における行事やイベントへの参加を呼び掛けましょう ・子どもや若い人が参加しやすいプログラム、参加呼びかけなど、取組の工夫・改善を行いましょ う など |
| 社会福祉協議会の取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・市内各地域において、子どもから高齢者まで幅広い年齢層のコミュニティの場となっているふれあいサロンに対し助成金交付や開催支援を行います【再掲】 ・市内の一人暮らし高齢者を対象としたふれあい会食等の交流事業を開催します など |
| 行政の取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域における行事やイベント等を広報紙等で発信します ・育児不安の軽減等を図るため、親同士の交流を促す事業を展開します ・行政区長や、民生児童委員などの研修会を開催します ・地域団体の活動支援(情報・費用・活動場所・資材・送迎等)を行います など |

【主な事業】

| 取組内容 | 担当課 |
|-------------------------|------------|
| 広報もとみや等での広報・啓発活動【再掲】 | 秘書広報課 |
| 子育てチャットの会の開催 | 保健課 |
| 行政区の地域コミュニティ活動等の支援 | 生活環境課 |
| 集会所整備制度の拡充 | 生活環境課 |
| ふれあいサロンへの助成金交付・開催支援【再掲】 | 本宮市社会福祉協議会 |
| ふれあい会食等の交流事業の開催 | 本宮市社会福祉協議会 |

基本施策2 地域交流の場や機会の充実

地域に暮らす市民のつながりを作るためには、地域交流の場や機会の充実が必要です。市民や地域が主体となって、行事を企画し、参加し、そして参加しやすい雰囲気を作るほか、行政・社協など、様々な主体が働きかけることで、地域交流の場や機会の充実を図ります。

| 区分 | 取組内容 |
|------------|---|
| 市民や地域の取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・町内会をはじめ、各種行事に積極的に参加しましょう ・子どもが楽しめる行事を企画しましょう ・ラジオ体操への高齢者の参加など世代間交流の取組を推進しましょう ・参加しやすい雰囲気づくりを行きましょう など |
| 社会福祉協議会の取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・民生児童委員協議会やボランティア団体等の市内各地域の関係団体の参加協力を得ながら、子どもまつりを開催します ・児童館将棋クラブを開催し、子どもたちと指導ボランティアの世代交流を図ります ・市内各地域において、子どもから高齢者まで幅広い年齢層のコミュニティの場となっているふれあいサロンに対し助成金交付や開催支援を行います【再掲】 ・イベント用テントやレクリエーション用具等の貸出しにより、各地域で開催される催事等を支援します など |
| 行政の取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・子どもから高齢者まで多世代が交流できる場や親子で遊ぶことができる場づくりを行います ・子育て支援や多世代交流等の地域イベントを開催します ・地域交流に参加するための移動手段の確保・支援を行います ・若い世代が興味を持てるよう、情報発信の仕方を検討します など |

【主な事業】

| 取組内容 | 担当課 |
|-------------------------|------------|
| 子育てサロンや交流広場等の運営 | 子ども福祉課 |
| 子育て支援イベントや多世代交流イベントの開催 | 子ども福祉課 |
| 地域公共交通による交通手段の確保 | 生活環境課 |
| こどもまつりの開催 | 本宮市社会福祉協議会 |
| 児童館将棋クラブによる世代交流 | 本宮市社会福祉協議会 |
| ふれあいサロンへの助成金交付・開催支援【再掲】 | 本宮市社会福祉協議会 |
| 備品用具等の貸出し事業 | 本宮市社会福祉協議会 |

基本目標3 子どもから高齢者まで誰もが健康で安全・安心に暮らすことができるまちづくり

現状と課題

- 近年、少子高齢化のほか、8050問題やダブルケアなどの課題も顕在化しています。本宮市においても少子高齢化等は課題となっており、高齢化率は令和5年現在、29.1%（地域（小学校区）別高齢化率の推移より）と令和元年から1.8ポイント増の状況となっています。市民アンケート調査結果をみると、お住まいの地域や周辺にある地域課題として、「高齢者の社会参加や生きがいつくりに関する課題」が35.0%、「生活習慣病や健康づくりに関する課題」が16.1%となっており、生きがいつくりと心身の健康づくりの推進が必要となっています。（P13、19）
- 大規模災害や犯罪、差別や偏見、虐待、生活困窮といった社会問題への対応は全国的な課題となっています。市民アンケート調査結果をみると、お住まいの地域や周辺にある地域課題として、「防災や災害発生時の避難に関する課題」が27.2%、「防犯や再犯防止に関する課題」が20.6%、「生活困窮者への支援に関する課題」が13.4%、「障がいのある方の差別解消や権利擁護に関する課題」が8.6%、「児童虐待やDVに関する課題」が7.4%となっており、本宮市においても引き続き取り組む必要がある課題となっています。（P19）
- 住民座談会では、市民や地域の取組として「地域の情報（一人暮らし、ひきこもりなど）の行政との共有」「日常的な交流から理解を深め、（生活困窮者自立相談支援制度の）対象者の早期発見に努める」「子どもの登下校時の声かけ（あいさつ運動）や防犯パトロールの強化」「一人暮らし世帯など地域情報の把握と注意喚起」といった取組が、今後重要とされています。（P28、30）

施策の方向

誰もが健康で安全・安心に暮らしていくためには、生きがいつくりや健康増進といった取り組みのほか、大規模災害の発生や犯罪、差別や偏見、虐待、生活困窮といった社会問題への対策に、継続的に取り組んでいく必要があることから、子どもから高齢者まで誰もが健康で安全・安心に暮らすことができるまちづくりに努めます。

基本施策Ⅰ 生きがいつくりと心身の健康づくりの推進

誰もが健康で暮らしていくためには、生きがいつくりと心身の健康づくりが大切です。行政が行う各種教室・講座等のほか、生きがいや仲間づくりの輪を広げていくふれあいサロンなど、多様な主体が活動を行うことにより、子どもから高齢者まで、より多くの市民が参加できる生きがいつくり・健康づくり活動を推進します。

| 区分 | 取組内容 |
|------------|---|
| 市民や地域の取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・身近な方などに対し、スポーツサークル等への参加の声掛けを行いましょ う ・シルバー人材センターへの登録など生きがいつくりに努めましょ う ・町内会や行政区において健康について学ぶ機会をつくりましょ など |
| 社会福祉協議会の取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・市内各地域において、子どもから高齢者まで幅広い年齢層のコミュニティ の場となっているふれあいサロンに対し助成金交付や開催支援を行いま す【再掲】 ・イベント用テントやレクリエーション用具等の貸出しにより、各地域で開催 される催事等を支援します【再掲】 など |
| 行政の取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・各種教室・講座等の開催の充実と工夫を行います ・市民の健康増進に向けて、楽しく気軽に取り組める事業を行います ・シルバー人材センターの活動支援を行います ・ライフステージに応じた健康づくり、各種健(検)診等を実施します など |

【主な事業】

| 取組内容 | 担当課 |
|-------------------------|------------|
| もとみや健康づくりポイント事業の実施 | 保健課 |
| シルバー人材センターの活動支援 | 商工観光課 |
| 各種健(検)診の実施 | 保健課 |
| ふれあいサロンへの助成金交付・開催支援【再掲】 | 本宮市社会福祉協議会 |
| 備品用具等の貸出し事業【再掲】 | 本宮市社会福祉協議会 |

基本施策2 防災体制の充実【重点施策3】

東日本大震災や令和元年東日本台風の教訓のもと、自分自身の身を守る行動、家族を守る行動、そして自分の身の回りの人を守る行動が求められます。市民や地域では、避難場所の確認や防災訓練の実施、行政や社会福祉協議会などでは、関係機関との協力のもと、地域における防災体制づくりの働きかけ・支援を行い、防災体制づくりを推進します。

| 区分 | 取組内容 |
|------------|--|
| 市民や地域の取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・日頃から災害時の避難などについて家族で話し合しましょう ・地域で防災訓練を実施しましょう ・自主防災組織の確立及び活動を充実しましょう ・災害時要配慮者と日頃から交流を図りましょう など |
| 社会福祉協議会の取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時において、災害ボランティアセンターを設置するとともにボランティア募集確保を図り、市と連携の上その運営を行います など |
| 行政の取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・市民が主体的に参加する防災・救命訓練等を実施します ・災害時要配慮者情報の整備と避難行動要支援者への避難体制確立への支援を行います ・自主防災組織の設立及び活動に対する支援を行います ・マイタイムライン(個別防災行動計画)の普及促進を図ります ・避難所開設時の備蓄飲食料や生活関連物資を計画的に整備・更新を行います ・避難行動要支援者に対する支援計画の策定を行います など |

【主な事業】

| 取組内容 | 担当課 |
|---------------------------|------------|
| 防災訓練の実施 | 防災対策課 |
| 要援護者台帳の保守管理 | 高齢福祉課 |
| 防災体制の整備(自主防災組織活動支援事業) | 防災対策課 |
| マイタイムラインの普及促進 | 防災対策課 |
| 災害時における災害ボランティアセンターの設置・運営 | 本宮市社会福祉協議会 |

基本施策3 防犯体制の充実

地域住民が安全・安心に暮らしていくためには、犯罪のないまちづくりが必要です。子どもや高齢者を狙った犯罪は、巧妙化・悪質化し、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯を狙ったものも増加しています。

あいさつ運動や見守り活動などを始め、地域の関わりを深めるとともに、関係機関との協力のもと、犯罪のないまちづくりを推進します。

| 区分 | 取組内容 |
|------------|--|
| 市民や地域の取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの登校時の声掛け(あいさつ運動)や防犯パトロールを強化しましょう ・地域の危険個所の点検、行政等へ報告しましょう ・行政区など身近な単位で、防犯講習会・研修会に参加しましょう ・一人暮らし世帯など地域情報の把握と注意喚起をしましょう ・コミュニティスクールによる防犯体制構築の検討を行きましょう など |
| 社会福祉協議会の取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・民生児童委員及び福祉員と連携を図り、一人暮らしや高齢者世帯の見守り活動において防犯の注意喚起を行います など |
| 行政の取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・行政及び警察等関係者によるパトロールを強化します ・見守り等活動への支援を行います ・防犯灯の整備、通学路の除草、除雪など安全な環境を確保します ・関係機関との連携による消費者対策勉強会などの開催と相談支援を行います ・コミュニティスクール等の防犯体制構築の支援を行います など |

【主な事業】

| 取組内容 | 担当課 |
|-------------------------------|------------|
| 子どもの登下校時等のパトロールの実施 | 幼保学校課 |
| 交通安全活動団体の支援 | 防災対策課 |
| 防犯灯の整備 | 防災対策課 |
| 犯罪被害者等の支援の充実 | 生活環境課 |
| コミュニティスクールによる地域とともにある学校づくりの推進 | 教育総務課 |
| 一人暮らしや高齢者世帯への防犯の注意喚起 | 本宮市社会福祉協議会 |

基本施策4 権利擁護の推進、虐待の防止

認知症や障がいの有無に関わらず、住み慣れた地域で、自立した暮らしを続けていくためには、お互いの人権の尊重や尊厳を保持できるための支援体制が必要不可欠です。

高齢者や障がいのある方、児童への虐待など、人権がおかされる課題が表面化しており、そうした方々の人権や財産等の権利を守ることが必要であることから、権利擁護の推進、虐待の防止に取り組めます。

| 区分 | 取組内容 |
|------------|--|
| 市民や地域の取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・人権についての理解を深め、お互いを認め合しましょう ・虐待について、見聞きした際には、町内会や行政と情報の共有を行いましょ う など |
| 社会福祉協議会の取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障がい者が、日常生活において安心かつ自立した生活が送れるよう福祉サービスの利用や金銭管理の援助を行います ・虐待などの人権侵害の疑いがある事案を確認した場合は、行政機関に通報するなど連携を図ります ・社会福祉協議会が法人として成年後見人等を受任する法人後見事業を行います など |
| 行政の取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・人権や権利擁護、認知症などの理解に向けた PR・勉強会を開催します ・保護や支援を要する児童等の早期発見や適切な保護を実施するため、関係機関との連携を図ります ・成年後見制度の利用を必要とする人が、成年後見制度を利用できるよう支援を行います ・相談体制の拡充など地域連携ネットワークの中核機関の設立の促進を行います など |

【主な事業】

| 取組内容 | 担当課 |
|--------------------------------|-------------|
| 人権を守るための相談業務や啓発活動の推進 | 生活環境課 |
| 要保護児童等対策地域協議会の設置・運営による関係機関との連携 | 子ども福祉課 |
| 成年後見制度の利用促進 | 高齢福祉課・社会福祉課 |
| 日常生活自立支援事業(あんしんサポート)の推進 | 本宮市社会福祉協議会 |
| 法人後見受任事業の実施 | 本宮市社会福祉協議会 |

基本施策5 生活困窮者の支援体制の充実

社会情勢の変化や不慮の出来事等により、誰もが生活困窮に陥る可能性があります。仕事や生活等における困りごとを抱え、生活困窮状態となっている方々が、地域の一員として自立した生活を送ることができるよう、行政や社会福祉協議会等が連携し、市民のセーフティーネットの役割として、生活困窮者の支援体制の充実を図ります。

| 区分 | 取組内容 |
|------------|---|
| 市民や地域の取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立支援制度の理解に努めましょう ・日常的な交流から理解を深め、生活困窮者自立支援制度の対象者の早期発見に努めましょう ・民生児童委員等との協力のもと生活困窮者の支援に向けた橋渡しを行いましょ う など |
| 社会福祉協議会の取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・共同募金事業において、災害被災者に見舞金を交付します ・経済的支援を必要とする低所得世帯に対し、各種貸付制度や食料等給付事業による支援を行います など |
| 行政の取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立支援制度の周知を行います ・ひとり親家庭の経済的な自立を図るための支援を行います ・きめ細やかな相談による適切な自立支援の実施を図ります など |

【主な事業】

| 取組内容 | 担当課 |
|---------------------|------------|
| 生活困窮者自立支援事業の実施 | 社会福祉課 |
| ひとり親家庭への自立支援の実施 | 子ども福祉課 |
| 共同募金事業による災害見舞金の交付 | 本宮市社会福祉協議会 |
| 各種貸付制度や食料等給付事業による支援 | 本宮市社会福祉協議会 |

基本目標4 地域福祉を推進する体制づくり

現状と課題

- 地域福祉を推進するためには、隣近所などの身近で相談できる体制のほか、市民自らの努力（自助）や市民同士・地域における支え合い（互助）では、解決することが困難な課題を支援するための介護保険や医療、年金などの制度化された相互扶助（共助）、行政・公的制度（公助）による支援等が必要です。
- 市民アンケート調査結果をみると、本宮市が今後優先的に取組むべき施策として、「社会福祉の提供体制の確保・充実」が40.6%、「福祉に関する情報の充実」が32.3%、「福祉に関する相談窓口の充実」が22.4%となっており、福祉サービスの充実や情報提供、相談体制の充実を望む声が多くなっています。（P26）
- 福祉についての情報源で役に立っているものとしては、「広報もとみや、パンフレット、ホームページなど市からの情報」が69.5%と最も高く、知りたい福祉の情報としては、「高齢者の支援や介護のこと」（40.6%）、「各種福祉サービスの利用方法」（33.1%）、「健康づくりや介護予防のこと」（28.0%）の順で挙げられています。（P24-25）
- 隣近所等で困っている方等に対してできる手助けとしては、「普段の話し相手」が38.0%、「悩みごとの相談相手」が15.3%となっています。（P20）
- 住民座談会では、市民や地域の取組として「市の広報紙等に目を通す」「目を通して見つけた情報を家族や近所に共有する」との意見が、行政に求める支援としては、「もっとわかりやすく読みたくなる広報紙をつくる」などが挙げられています。（P28）

施策の方向

地域福祉を推進するためには、自助・互助だけではなく、共助や公助による支援が必要であることから、市全体で包括的・重層的に受け止める相談体制の充実や情報提供、福祉サービスの充実を図るなど、地域福祉を推進する体制づくりに努めます。

基本施策Ⅰ 相談体制の充実

地域福祉を推進するためには、地域住民における悩みや困りごとを把握することが必要ですが、地域におけるつながりの希薄化や社会の変化等により、地域住民によっては、誰にも悩みごとを相談することができず、複雑化・複合化した悩みが生じている場合があります。相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止められるよう、隣近所などの身近で相談できる体制のほか、市全体で包括的・重層的に受け止める相談体制の充実を図ります。

| 区分 | 取組内容 |
|------------|---|
| 市民や地域の取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・一人で悩みを抱え込まず、親や子、友人、関係機関などに相談しましょう ・普段の話し相手や悩みごとの相談相手となりましょう ・地域の要望等が確実に伝えられるよう、町内会や行政区において役員引継ぎ等を行きましょう など |
| 社会福祉協議会の取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域における福祉に関する様々な悩み・相談に対応するため、各行政区にその相談窓口となる福祉員を設置（委嘱）します ・福祉に関する相談専門職員により、随時様々な福祉に関する相談に対応します ・弁護士による無料法律相談会を定期的に開催します など |
| 行政の取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の明確化など相談しやすい環境づくりを行います ・住民ニーズの把握と、積極的な関与を行います ・悩みやストレスに関する知識の普及、相談体制の拡充を行います ・重層的支援体制※の整備を検討します など |

【主な事業】

| 取組内容 | 担当課 |
|----------------------|------------|
| 心の相談室やきぼうホットラインの実施 | 保健課 |
| のびのび健康相談や親と子の健康相談の実施 | 保健課 |
| 障がい者福祉相談の実施 | 社会福祉課 |
| 地域包括ケアシステムの深化・推進 | 高齢福祉課 |
| 福祉員の設置 | 本宮市社会福祉協議会 |
| 相談専門職員による相談対応 | 本宮市社会福祉協議会 |
| 無料法律相談会の開催 | 本宮市社会福祉協議会 |

※ 重層的支援体制：市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制のこと

基本施策2 情報提供の充実

市民における福祉サービスの情報源として、広報もとみやをはじめとする市からの情報提供は大きな役割を担っています。福祉サービスや公的制度など、必要な方に、必要なサービスを届けることができるよう、高齢者、障がいのある方、子どもなど、対象者に合わせた配慮を行い、わかりやすい情報提供を行います。

| 区分 | 取組内容 |
|------------|--|
| 市民や地域の取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・市の広報紙、ホームページ、回覧板に目を通しましょう ・目を通して見つけた情報を家族や近所に共有しましょう ・日頃の交流をもとに情報を収集し、相談・支援等を行いましょ う など |
| 社会福祉協議会の取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・各種福祉サービスや福祉活動の状況等について、社協だより『ふれあい』・ラジオ・インターネット等での情報提供を行います【再掲】 など |
| 行政の取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・広報紙の見やすい紙面づくりに努めます ・福祉に関する情報の充実を行います など |

【主な事業】

| 取組内容 | 担当課 |
|---------------------------------------|------------|
| 広報もとみや等での広報・啓発活動【再掲】 | 秘書広報課 |
| 社協だより『ふれあい』・ラジオ・インターネット等での広報・啓発活動【再掲】 | 本宮市社会福祉協議会 |

基本施策3 福祉サービスの充実【重点施策4】

市民が住み慣れた地域で暮らし続けていくためには、子ども・子育て支援や障がい者福祉、高齢者福祉など、分野ごとの計画で定められた福祉サービスの充実が必要です。こうした福祉サービスのほか、各制度の狭間で困難を抱える方を包括的に支援するため、保健・医療・福祉・地域等の関係者と連携し、協働による体制構築を図ります。

| 区分 | 取組内容 |
|------------|---|
| 市民や地域の取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスの内容を知り、利用しましょう ・周囲にサービスを必要とする方がいる際には、行政等の関係機関につなぎましょう など |
| 社会福祉協議会の取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・家事や買い物等が困難な高齢者世帯に対し、介護保険適用外の生活サポートを行います ・福祉車両・車いす等の福祉用具貸出しにより、移動困難者の支援を行います ・福祉サービス関係の事業評価を実施し福祉サービスの充実を図りますなど |
| 行政の取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援、障がい者福祉、高齢者福祉等の各福祉分野の計画に基づき、各種福祉サービスの充実を図ります など |

【主な事業】

| 取組内容 | 担当課 |
|----------------------|------------------|
| 子ども・子育て支援の充実 | 子ども福祉課・保健課・幼保学校課 |
| 障がい福祉サービスの充実 | 社会福祉課 |
| 高齢者福祉・介護保険サービスの充実 | 高齢福祉課 |
| ヘルパーサービス『結(ゆい)』による支援 | 本宮市社会福祉協議会 |
| 福祉車両・車いす等の福祉用具貸出し事業 | 本宮市社会福祉協議会 |
| 福祉サービス評価事業 | 本宮市社会福祉協議会 |

第5章

本宮市成年後見制度

利用促進計画

第5章 本宮市成年後見制度利用促進計画

Ⅰ 計画策定の背景と目的

認知症や知的障がい、その他の精神上的の障がいがあること等により、財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、共生社会の実現につながりますが、成年後見制度はこれらの人たちを支える重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていない現状があります。

国では、こうした状況を鑑み、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を施行し、平成29年3月に「第一期成年後見制度利用促進基本計画」、令和4年3月に「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定し、成年後見制度の利用促進に係る取組みが推進されています。

県では、令和3年3月に策定した「ふくしま高齢者いきいきプラン2021～第9次福島県高齢者福祉計画・第8次福島県介護保険事業支援計画～」の中に「成年後見制度の利用促進」を位置付け、地域連携ネットワーク及び、中核機関の設置に向けた支援を行うとしています。

また、平成30年3月に成年後見制度の市町村長申立てを円滑に行うための「成年後見制度市町村長申立マニュアル」を作成し、令和3年6月に第3版が公開されました。

本宮市においても、認知症や知的障がい、その他の精神上的の障がいがあること等により、財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合い、共生社会の実現を目指すため、「本宮市成年後見制度利用促進計画」を策定いたします。

2 計画の法的根拠と位置づけ

(1) 法的根拠

本計画は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき策定しています。

【成年後見制度の利用の促進に関する法律】(抜粋)

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(2) 関連計画との関係

本計画は、本宮市におけるまちづくりの最上位計画である「本宮市第2次総合計画」や福祉計画の上位計画である「第3期本宮市地域福祉計画」、そのほか福祉関連計画等との連携を確保して策定します。

3 計画期間

計画期間は、「第3期本宮市地域福祉計画・地域福祉活動計画」に準じ、令和6年度から令和10年度までの5年間です。なお、計画期間において、社会情勢の変化等に応じて見直しが必要な場合は、適宜見直しを行います。

4 成年後見制度の利用促進に関する制度の主な内容

(1) 国の第二期成年後見制度利用促進基本計画の基本的な考え方と優先して取り組む事項

国の第二期成年後見制度利用促進基本計画の基本的な考え方と優先して取り組む事項は以下のとおりです。

【基本的な考え方】

(1) 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進

(2) 尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするための成年後見制度の運用改善等

- ①後見人等による財産管理のみを重視するのではなく、認知症高齢者や障がい者の特性を理解した上で、本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用とすること。
- ②法定後見制度の後見類型は、終了原因が限定されていること等により、実際のニーズにかかわらず、一時的な法的課題や身上保護上の重要な課題等が解決した後も、成年後見制度が継続することが問題であるとの指摘や、一時的な利用を可能として、より利用しやすい制度とすべきとの指摘などがある。これを踏まえ、成年後見制度を利用することの本人にとっての必要性や、成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性についても考慮された上で、適切に成年後見制度が利用されるよう、連携体制等を整備すること。
- ③成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実すること。
- ④本人の人生設計についての意思を反映・尊重できるという観点から任意後見制度が適切かつ安心して利用されるための取組を進めるとともに、本人の意思、能力や生活状況に応じたきめ細かな対応を可能とする補助・保佐類型が利用されるための取組を進めること。
- ⑤安心かつ安全に成年後見制度を利用できるようにするため、不正防止等の方策を推進すること。

(3) 司法による権利擁護支援などを身近なものにするしくみづくり

【優先して取り組む事項】

(1) 任意後見制度の利用促進

(2) 担い手の確保・育成等の推進

(3) 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進

(4) 地方公共団体による行政計画等の策定

(5) 都道府県の機能強化による権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進

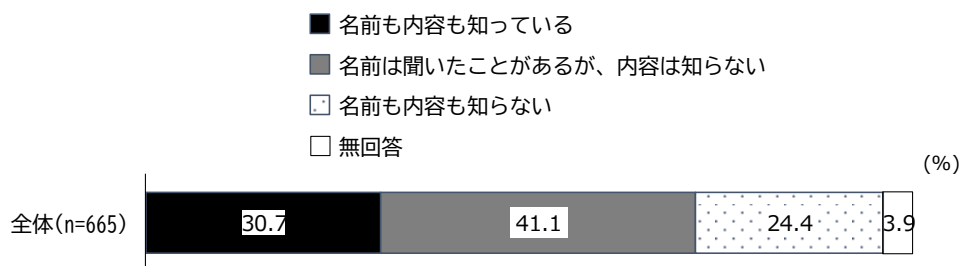
5 成年後見制度を取り巻く状況

(1) 市民アンケート調査結果からみる現状

① 成年後見制度の認知度

成年後見制度の認知度について、「名前も内容も知っている」が30.7%、「名前は聞いたことがあるが、内容は知らない」が41.1%、「名前も内容も知らない」が24.4%となっています。

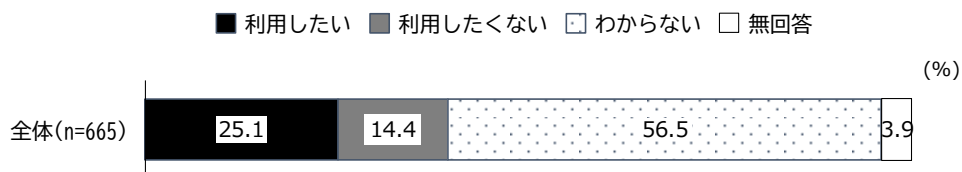
【成年後見制度の認知度】



② 成年後見制度の利用意向

成年後見制度の利用意向について、「利用したい」が25.1%、「利用したくない」が14.4%、「わからない」が56.5%となっています。

【成年後見制度の利用意向】



6 本宮市の成年後見制度利用促進における課題の整理

高齢社会において、認知症や知的障がい、その他の精神上的障がいがあること等により、財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合うことが喫緊の課題となっていますが、権利擁護支援の一つである成年後見制度の本宮市における認知度・利用意向は未だ低く、成年後見制度の周知と適切な利用の促進を行っていく必要があります。

7 基本目標

本宮市における課題を解決し、地域共生社会を目指すため、以下のとおり、基本目標を設定いたします。

基本目標

成年後見制度の周知と適切な利用の促進

成年後見制度の利用を必要とする人たちが、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会へ参加することができるよう、権利擁護支援を推進し、地域共生社会の実現を目指すため、成年後見制度の周知と適切な利用の促進に努めます。

8 施策の展開

基本施策1 成年後見制度の周知と理解促進

○成年後見制度を必要とする方が制度を利用することができるよう、市民に対して広報活動を行うとともに、市や関係団体等の職員に向けた研修等を行うことにより、成年後見制度の周知と理解促進を図ります。

基本施策2 任意後見制度の利用促進

○適切な時機に任意後見監督人の選任がされるよう、関係者の連携と役割分担の下、市民に対して周知・助言等を行うことで、適切かつ安心して任意後見制度が利用されるよう努めます。

基本施策3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

(1) 権利擁護を支援する仕組み(権利擁護支援チーム)の整備・検討

○権利擁護支援が必要な方を中心に、本人の状況に応じ、本人の身近な親族や保健・福祉・医療の関係者などが協力して、日常的に本人を見守り、本人の意思や価値観を継続的に把握し、必要な権利擁護支援につなげられる仕組みづくりを目指します。

○既存の福祉・医療等のサービス調整や支援を行う体制に、必要に応じて法律・福祉の専門職や後見人等、意思決定に寄り添う人などを加え、適切に権利擁護が図られるよう努めます。

(2) 協議会の整備・検討

- 成年後見制度を利用する事案に限定することなく、法律・福祉の専門職や関係機関、団体が必要な支援を自発的に行うことができるよう、協議会の設置を目指します。

(3) 中核機関の整備・検討

- 本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を実施しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートの役割を担う中核機関の整備を目指します。

基本施策4 市長申立ての適切な実施

- 市長申立てに関する事務を迅速に処理できる体制を整備します。
- 特に、身寄りのない方や身寄りに頼れない方、高齢者や障がい者の虐待等の事案について、積極的に市長申立てを活用します。

基本施策5 成年後見制度利用支援事業の推進

- 成年後見制度利用支援事業について、対象として広く低所得者を含めることや、市長申立て以外の本人や親族による申立てにおける費用や報酬、後見監督人等が選任される場合の報酬を含めることなど、適切な実施内容の検討を行います。

基本施策6 担い手の確保・育成等の推進

- 判断能力が不十分な方の意思、特性、生活状況等に合わせ、適切な後見人等を選任・交代できるようにするため、多様な主体が後見人等となるよう、担い手の確保・育成に取り組みます。
- 地域共生社会の実現のための人材育成や地域づくりという観点から、判断能力が不十分な方のその人らしい暮らしを支える役割を担う市民後見人の育成を図ります。
- 市社会福祉協議会やNPO法人等における法人後見受任に向けた支援を行います。
- 制度の利用者の増加や比較的長期間にわたる制度利用が想定される障がい者及び支援困難な事案への対応に向け、法人後見の担い手の育成を図ります。
- 専門職団体による専門職後見人の確保・育成を図ります。
- 本人の身近に後見人等になることがふさわしい親族等がいる場合には、親族等を後見人の候補者として申立てできることや後見人等が担う役割について助言するなど、親族後見人への支援を図ります。

第6章

本宮市再犯防止推進計画

第6章 本宮市再犯防止推進計画

1 計画策定の背景と目的

犯罪をした人等の中には、貧困や厳しい生育環境など、様々な生きづらさを抱える人が多くいます。「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、犯罪をした人等が社会の一員として復帰することができるよう支援することが必要です。そして、犯罪をした人等が犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、社会復帰をすることで、住民が犯罪による被害を受けることの防止や安全で安心して暮らせる社会の実現につながります。

国では、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした人等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」を公布・施行し、平成29年12月には「再犯防止推進計画」、令和5年3月には「第二次再犯防止推進計画」が閣議決定し、再犯防止対策を総合的かつ計画的に推進することで、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指しています。

県では、令和3年3月に、県民が安全で安心して暮らせる社会の実現を目指して、令和3年度から令和12年度を計画期間とする「福島県再犯防止推進計画」を策定し、犯罪をした人等が社会復帰するための仕組みづくりの推進と、犯罪をした人等を社会の構成員として受け入れることへの県民の理解促進に取り組んでいます。

本宮市においても、誰一人取り残さない社会、誰もが安全で安心して暮らせる社会の実現に向け、「本宮市再犯防止推進計画」を策定いたします。

2 計画の法的根拠と位置づけ

(1) 法的根拠

本計画は、「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき策定しています。

【再犯の防止等の推進に関する法律】(抜粋)

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(2) 関連計画との関係

本計画は、本宮市におけるまちづくりの最上位計画である「本宮市第2次総合計画」や福祉計画の上位計画である「第3期本宮市地域福祉計画」、そのほか福祉関連計画等との連携を確保して策定します。

3 計画期間

計画期間は、「第3期本宮市地域福祉計画・地域福祉活動計画」に準じ、令和6年度から令和10年度までの5年間です。なお、計画期間において、社会情勢の変化等に応じて見直しが必要な場合は、適宜見直しを行います。

4 再犯防止に関する制度の主な内容

(1) 国の第二次再犯防止推進計画の基本方針と重点課題

国の第二次再犯防止推進計画における基本方針と重点課題は以下のとおりです。

【基本方針】

- ① 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- ② 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- ③ 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- ④ 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。
- ⑤ 国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

【重点課題】

- | | |
|------------------------|-----------------|
| ① 就労・住居の確保 | ⑤ 民間協力者の活動促進 |
| ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進 | ⑥ 地域による包摂の推進 |
| ③ 学校等と連携した修学支援 | ⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備 |
| ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導 | |

5 再犯防止を取り巻く状況

(1) 全国の状況

①再犯者の状況

全国の刑法犯検挙者数・再犯者数は減少傾向となっているものの、検挙者に占める再犯者の割合である「再犯者率」は横ばいで推移しています。

【全国の刑法犯検挙者数、再犯者数、再犯者率の推移】

単位：人

| | 平成29年 (2017) | 平成30年 (2018) | 令和元年 (2019) | 令和2年 (2020) | 令和3年 (2021) |
|---------|-----------------|-----------------|----------------|----------------|----------------|
| 刑法犯検挙者数 | 215,003 | 206,094 | 192,607 | 182,582 | 175,041 |
| 再犯者数 | 104,774 | 100,601 | 93,967 | 89,667 | 85,032 |
| 再犯者率 | 48.7% | 48.8% | 48.8% | 49.1% | 48.6% |

資料：法務省「令和4年版再犯防止推進白書」

(2) 福島県の状況

①再犯者の状況

令和元年の福島県内の再犯者率は51.4%と、全国の48.8%を上回っており、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が課題となっています。

【令和元年の福島県の刑法犯検挙者数、再犯者数、再犯者率】

単位：人

| | 刑法犯検挙者数 | 再犯者数 | 再犯者率 |
|--------|---------|--------|-------|
| 福島県 | 2,231 | 1,147 | 51.4% |
| 【参考】全国 | 192,607 | 93,967 | 48.8% |

資料：福島県「福島県再犯防止推進計画」

② 刑事施設入所者と再入者の状況

令和元年の刑事施設入所者（犯行時に居住地が福島県であった者）180人の状況をみると、覚醒剤や窃盗の再入者数・再入者率が高くなっています。

【令和元年の福島県の刑事施設入所者数、再入者数、再入者率】

単位：人

| | | 入所者数 | 再入者数 | 再入者率 |
|--------------|-------|------|------|--------|
| 全体 | | 180 | 107 | 59.4% |
| 罪名別 | 覚醒剤 | 42 | 32 | 76.2% |
| | 性犯罪 | 3 | 3 | 100.0% |
| | 傷害・暴行 | 13 | 7 | 53.9% |
| | 窃盗 | 63 | 42 | 66.7% |
| 年齢別 | 65歳以上 | 31 | 21 | 67.7% |
| | 65歳未満 | 149 | 86 | 57.8% |
| 性別 | 男性 | 164 | 99 | 60.4% |
| | 女性 | 16 | 8 | 50.0% |
| 犯行時の 就業状況 | 仕事有り | 67 | 41 | 61.2% |
| | 無職 | 113 | 66 | 58.4% |

資料：福島県「福島県再犯防止推進計画」

③ 子どもの非行の状況

令和元年に少年院に入院した非行少年のうち、非行時の居住地が福島県である者は8人（男性8人、女性0人）となっており、原因となった非行は窃盗と詐欺が各2人（25.0%）、横領・背任、無免許過失致傷、道路交通法違反、その他が各1人（12.5%）となっています。

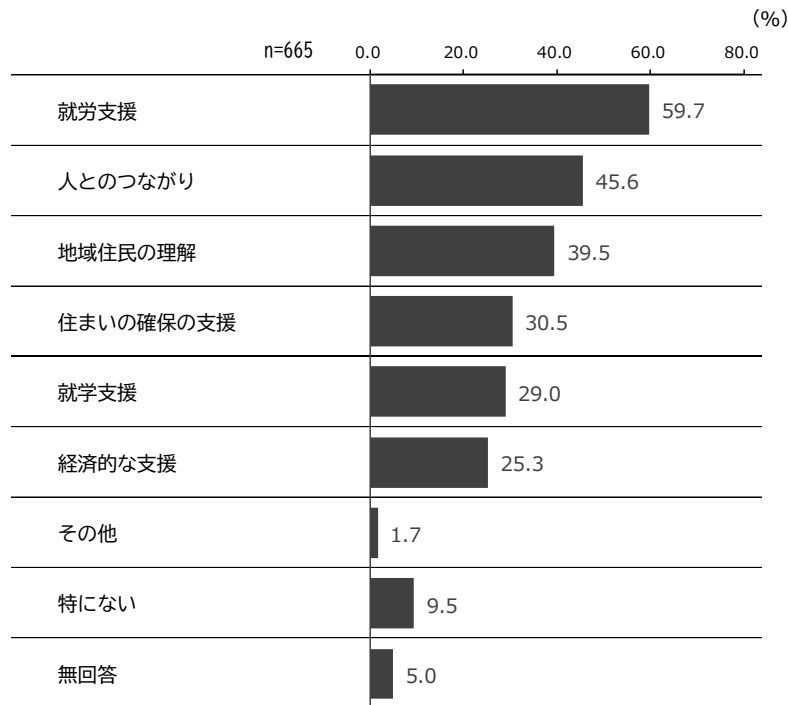
また、非行時の身上については、保護観察中の者が8人中4人（50.0%）となっています。

(3) 市民アンケート調査結果からみる現状

① 非行等をした人の立ち直りに必要だと思う支援

非行等をした人の立ち直りに必要だと思う支援について、「就労支援」が59.7%と最も高く、次いで「人とのつながり」(45.6%)、「地域住民の理解」(39.5%)、「住まいの確保の支援」(30.5%)、「就学支援」(29.0%)、「経済的な支援」(25.3%)となっています。

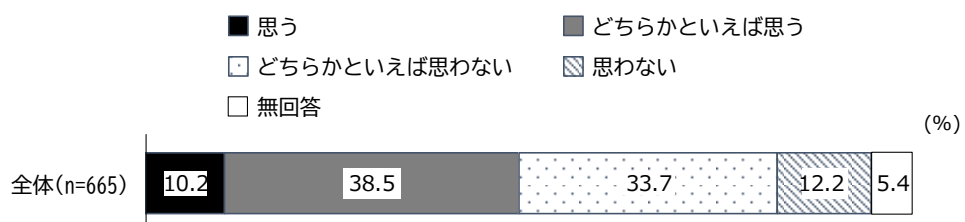
【非行等をした人の立ち直りに必要だと思う支援】



② 非行等をした人の立ち直りに協力したいと思うか

非行等をした人の立ち直りに協力したいと思うかとの問いについて、「思う」(10.2%)と「どちらかといえば思う」(38.5%)を合わせた『立ち直りに協力したいと思う人』が48.7%、「どちらかといえば思わない」(33.7%)と「思わない」(12.2%)を合わせた『立ち直りに協力したいと思わない人』が45.9%となっています。

【非行等をした人の立ち直りに協力したいと思うか】



6 本宮市の再犯防止推進における課題の整理

福島県内の再犯率は全国平均を上回っており、再犯防止が課題となっています。また、本宮市における犯罪をした人等への立ち直りへの協力について、市民の理解を深めることが必要となっています。

貧困や厳しい生育環境など、様々な生きづらさにより、誰もが犯罪や非行につながる可能性があることから、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、犯罪をした人等が社会の一員として復帰することができるよう支援することが必要であり、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、社会復帰をすることで、住民が犯罪による被害を受けることの防止や安全で安心して暮らせる社会を実現することが必要です。

7 基本目標

本宮市における課題を解決し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すため、以下のとおり、基本目標を設定いたします。

基本目標

再犯防止の推進と理解の醸成

犯罪をした人等が社会の一員として復帰することができるよう支援し、社会復帰をすることで、住民が犯罪による被害を受けることの防止や安全で安心して暮らせる社会の実現につなげるため、再犯防止の推進と理解の醸成に努めます。

8 施策の展開

基本施策1 就労・住居の確保

- 公共職業安定所(ハローワーク)等と連携し、企業等に対し、協力雇用主登録への働きかけ等を行います。
- 矯正施設出所後に、自立した生活を営むことが困難と認められる高齢者や障がいのある方に対し、福島県地域生活定着センターと連携し、市営住宅等の入居に関する情報提供や介護保険施設、障がい者支援施設等への入所調整等、住居の確保に向けた支援を行います。

基本施策2 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- 高齢者や障がいのある方等、保健医療・福祉サービスが必要な方を適切な支援につなげるために、市や市社会福祉協議会、ふくしま若者サポートステーション、県社会福祉協議会、地域の保健医療・福祉関係機関等の連携を図り、サービスの利用促進を図ります。

基本施策3 学校等と連携した修学支援および非行の未然の防止

- 小中学校等において、非行防止や薬物乱用防止、性犯罪防止等、未然の防止に向けた教育指導を行います。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、家庭児童相談員等が連携し、児童生徒の状況に応じた修学支援や非行の未然防止に努めます。
- 犯罪や非行の防止と社会復帰を支えるため、学校、保護司会等と連携した事業を行います。

基本施策4 広報・啓発活動の推進

- 犯罪をした人等の更生について、市民の理解を得るため、「社会を明るくする運動」や毎年7月の「再犯防止啓発月間」を通じた広報・啓発活動を行います。

基本施策5 関係機関との連携の体制づくり

- 関係機関等の協働による相談支援体制の構築を図ります。
- 犯罪をした人等を適切な支援につなげるため、保護司会、更生保護女性会等の支援者・団体、福祉関係機関等による連携体制の構築を図ります。
- 地域における更生保護活動の拠点となる保護司会の充実にに向けた支援や保護司会、更生保護女性会等と連携し、社会復帰や再犯防止に向けた取り組み等を行います。
- 再犯防止に関する会議・研修を開催する際には、必要に応じて県職員の派遣を要請します。

資料編

資料編

Ⅰ 第3期地域福祉計画・第3期地域福祉活動計画の推進に係る主な事業

基本目標Ⅰ 地域に暮らす市民が、共に助け合い、支え合うための人・活動づくり

| 基本施策 | 主な事業 | |
|----------------------|---|---|
| | 本宮市 | 本宮市社会福祉協議会 |
| Ⅰ 福祉の心の育成 【重点施策Ⅰ】 | <ul style="list-style-type: none"> ○広報もとみや等での広報・啓発活動 ○思春期教育の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ○小中学校等における福祉教育の支援 ○中高生を対象とした福祉施設での体験ボランティアの実施 ○小学生を対象としたキッズボランティアクラブの実施 ○社協だより『ふれあい』・ラジオ・インターネット等での広報・啓発活動 ○福祉施設・福祉団体との協働事業等の開催 |
| Ⅱ 地域を支える担い手の育成 | <ul style="list-style-type: none"> ○地域組織活動の育成支援 ○老人クラブや精神障がい関係団体の活動支援の推進 ○ゲートキーパー養成講座や認知症サポーター養成講座の開催 | <ul style="list-style-type: none"> ○新規ボランティアの登録の推進 ○ボランティア講座の開催 ○民生児童委員、福祉員活動の支援 ○各種ボランティア団体への支援・協力 ○福祉専門職養成実習生の受入れ |
| Ⅲ 地域での支え合い活動の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○広報もとみや等での広報・啓発活動【再掲】 ○ファミリー・サポート・センター事業の推進 ○認知症高齢者の見守り体制を構築するための啓蒙活動の実施 ○地域における支え合いの体制づくりとサービス提供体制の構築 | <ul style="list-style-type: none"> ○ふれあいサロンへの助成金交付・開催支援 ○訪問による見守り(ふれあい配食) |

基本目標2 地域に暮らす市民がつながり合う仕組みづくり

| 基本施策 | 主な事業 | |
|---------------------------|---|--|
| | 本宮市 | 本宮市社会福祉協議会 |
| 1 地域コミュニティの再構築 【重点施策2】 | <ul style="list-style-type: none"> ○広報もとみや等での広報・啓発活動 【再掲】 ○子育てチャットの会の開催 ○行政区の地域コミュニティ活動等の支援 ○集会所整備制度の拡充 | <ul style="list-style-type: none"> ○ふれあいサロンへの助成金交付・開催支援【再掲】 ○ふれあい会食等の交流事業の開催 |
| 2 地域交流の場や機会の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ○子育てサロンや交流広場等の運営 ○子育て支援イベントや多世代交流イベントの開催 ○地域公共交通による交通手段の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ○こどもまつりの開催 ○児童館将棋クラブによる世代交流 ○ふれあいサロンへの助成金交付・開催支援【再掲】 ○備品用具等の貸出し事業 |

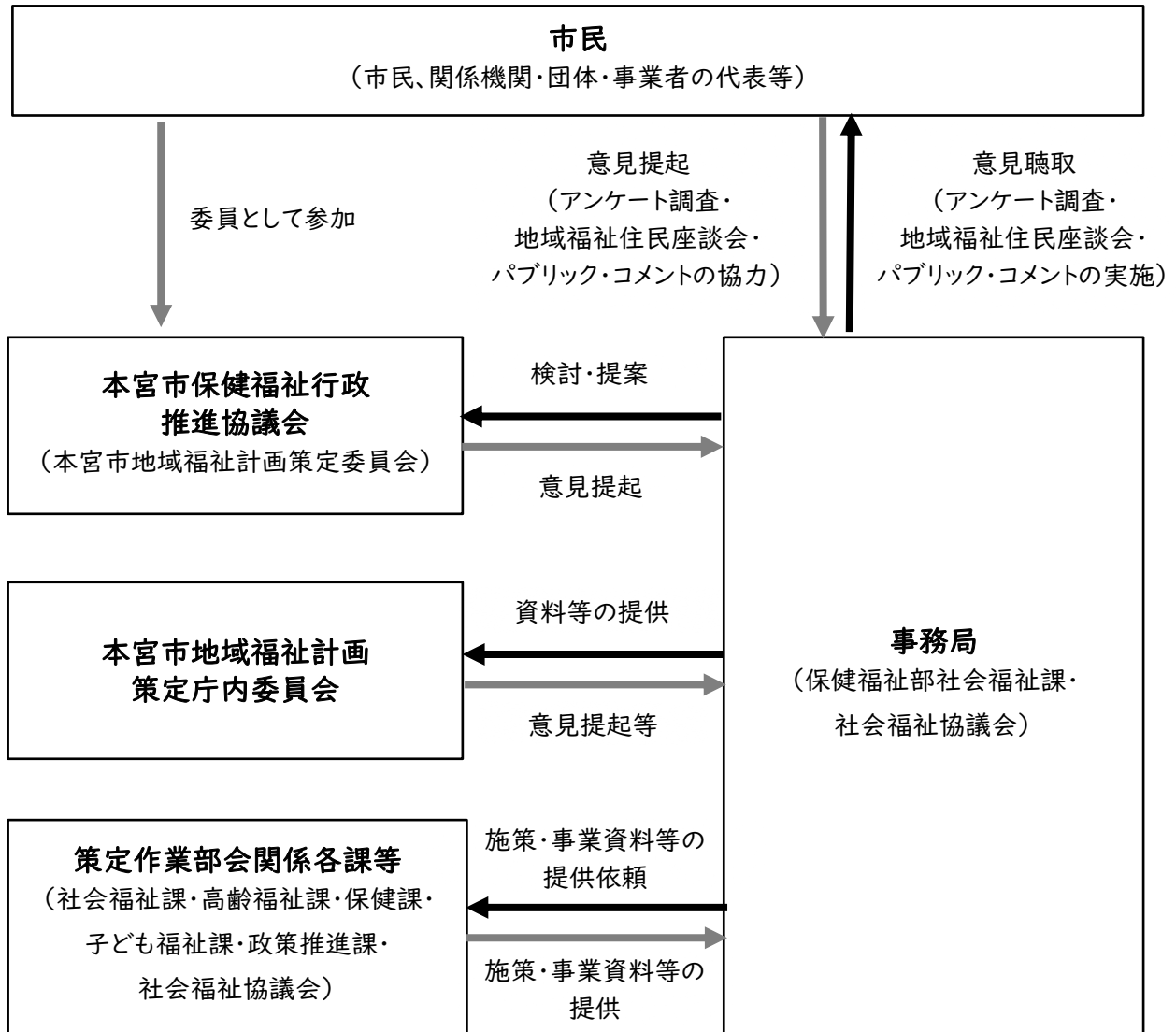
基本目標3 子どもから高齢者まで誰もが健康で安全・安心に暮らすことができるまちづくり

| 基本施策 | 主な事業 | |
|-----------------------|---|--|
| | 本宮市 | 本宮市社会福祉協議会 |
| 1 生きがいづくりと心身の健康づくりの推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○もとみや健康づくりポイント事業の実施 ○シルバー人材センターの活動支援 ○各種健(検)診の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ○ふれあいサロンへの助成金交付・開催支援【再掲】 ○備品用具等の貸出し事業【再掲】 |
| 2 防災体制の充実【重点施策3】 | <ul style="list-style-type: none"> ○防災訓練の実施 ○要援護者台帳の保守管理 ○防災体制の整備(自主防災組織活動支援事業) ○マイタイムラインの普及促進 | <ul style="list-style-type: none"> ○災害時における災害ボランティアセンターの設置・運営 |
| 3 防犯体制の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ○子どもの登下校時等のパトロールの実施 ○交通安全活動団体の支援 ○防犯灯の整備 ○犯罪被害者等の支援の充実 ○コミュニティスクールによる地域とともにある学校づくりの推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○一人暮らしや高齢者世帯への防犯の注意喚起 |
| 4 権利擁護の推進、虐待の防止 | <ul style="list-style-type: none"> ○人権を守るための相談業務や啓発活動の推進 ○要保護児童等対策地域協議会の設置・運営による関係機関との連携 ○成年後見制度の利用促進 | <ul style="list-style-type: none"> ○日常生活自立支援事業(あんしんサポート)の推進 ○法人後見受任事業の実施 |
| 5 生活困窮者の支援体制の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ○生活困窮者自立支援事業の実施 ○ひとり親家庭への自立支援の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ○共同募金事業による災害見舞金の交付 ○各種貸付制度や食料等給付事業による支援 |

基本目標4 地域福祉を推進する体制づくり

| 基本施策 | 主な事業 | |
|------------------------|---|--|
| | 本宮市 | 本宮市社会福祉協議会 |
| 1 相談体制の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ○心の相談室やきぼうホットラインの実施 ○のびのび健康相談や親と子の健康相談の実施 ○障がい者福祉相談の実施 ○地域包括ケアシステムの深化・推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○福祉員の設置 ○相談専門職員による相談対応 ○無料法律相談会の開催 |
| 2 情報提供の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ○広報もとみや等での広報・啓発活動【再掲】 | <ul style="list-style-type: none"> ○社協だより『ふれあい』・ラジオ・インターネット等での広報・啓発活動【再掲】 |
| 3 福祉サービスの充実 【重点施策4】 | <ul style="list-style-type: none"> ○子ども・子育て支援の充実 ○障がい福祉サービスの充実 ○高齢者福祉・介護保険サービスの充実 | <ul style="list-style-type: none"> ○ヘルパーサービス『結(ゆい)』による支援 ○福祉車両・車いす等の福祉用具貸出し事業 ○福祉サービス評価事業 |

2 策定のための組織体制について



3 本宮市保健福祉行政推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 本市の保健福祉行政全般における各種計画及び諸問題に対し、効率的な実現を推進するため、本宮市保健福祉行政推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 本宮市地域福祉計画に関すること。
- (2) 本宮市保健計画に関すること。
- (3) 本宮市次世代育成支援行動計画に関すること。
- (4) 本宮市障がい者計画に関すること。
- (5) 本宮市障がい者福祉計画に関すること。
- (6) その他市長が必要と認める事項

(委員)

第3条 委員の定数は、15人とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係機関から推薦のあった者
- (3) 前号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選任する。

2会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(委員報償)

第7条 委員の報償については、本宮市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成19年本宮市条例第51号)のうち国民健康保険事業の運営に関する協議会委員に準じるものとする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、社会福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成19年1月1日から施行する。

附則(平成21年9月11日告示第137号)

この告示は、平成21年10月1日から施行する。

附則(平成24年5月23日告示第87号)

この告示は、公布の日から施行する。

附則(平成30年3月23日告示第22号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

4 本宮市保健福祉行政推進協議会委員名簿

委嘱期間:令和5年12月13日~令和7年11月30日

| 選出区分 | 職名 | 氏名 | 備考 |
|------|----|---------|------------------------|
| 1号委員 | 委員 | 藤本 真 | オハナ・おうえんじゃー 理事長 |
| | 委員 | 島野 光正 | 郡山女子大学 准教授 |
| | 委員 | 菅野 敦子 | 本宮市子ども福祉課 家庭児童相談員 |
| | 委員 | 吉田 幹男 | 安達医師会 副会長 |
| 2号委員 | 委員 | 佐藤 憲博 | 本宮方部特別支援教育推進委員会 委員長 |
| | 委員 | 古田部 幸夫 | 本宮市社会福祉協議会 会長 |
| | 委員 | 川名 修一 | 本宮市身体障がい者福祉会 会長 |
| | 委員 | 佐久間 忠一朗 | 本宮市民生児童委員協議会 会長 |
| | 委員 | 難波 泉美 | 本宮市民生児童委員協議会 主任児童委員 |
| | 委員 | 三坂 トモ子 | 本宮市健康を守る連盟 会長 |
| | 委員 | 渡辺 仁哉 | もとみや青年会議所 副理事長 |
| | 委員 | 桑原 友子 | 安達地方介護支援専門員連絡協議会 |
| | 委員 | 渡辺 テル子 | 本宮市まゆみクラブ連合会 事務局長補佐 |
| 3号委員 | 委員 | 伊藤 享子 | (公募) |
| | 委員 | 石塚 浩子 | (公募) |

5 本宮市地域福祉計画策定庁内委員会設置要綱

(設置)

第1条 本宮市地域福祉計画(以下「計画」という。)の策定に必要な事項を審議するため、本宮市地域福祉計画策定庁内委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 計画の策定に関する事項
- (2) 地域福祉の施策に関する資料の収集、分析等に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる各課及び関係機関の職にある者をもって充てる。

2 委員会に委員長を置き、副市長をもって充てる。

3 委員会に副委員長を置き、保健福祉部長をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が召集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長は、必要に応じ、関係職員又は関係者の出席を求め、意見等を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この告示は、平成24年6月15日から施行する。

附則(平成25年3月29日告示第43号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附則(令和2年3月27日告示第45号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附則(令和3年3月18日告示第28号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別表

| | |
|------------------------|--------------------------------|
| 総務政策部 | 総務課長、政策推進課長、秘書広報課長 |
| 財政部 | 財政課長 |
| 市民部 | 市民課長、生活環境課長、防災対策課長、白沢総合支所長 |
| 保健福祉部 | 社会福祉課長、高齢福祉課長、保健課長、子ども福祉課長 |
| 建設部 | 建設課長、建築住宅課長、都市整備課長、上下水道課長 |
| 産業部 | 商工観光課長 |
| 教育部 | 教育総務課長、幼保学校課長、生涯学習センター長、白沢公民館長 |
| 社会福祉福祉法人 本宮市社会福祉協議会 | 事務局長 |

6 本宮市地域福祉計画策定作業部会設置要綱

(設置)

第1条 本宮市地域福祉計画(以下「計画」という。)の策定にあたり必要な事項や施策の検討及び推進を図るため、本宮市地域福祉計画策定作業部会(以下「部会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 部会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 計画内容の検討及び計画案の作成に関すること。
- (2) 計画策定に係る調査及び研究等に関すること。
- (3) 関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。

2 部会長は社会福祉課長をもって充て、副部会長は社会福祉係長をもって充てる。

3 部会員は、別表に掲げる関係各課及び関係機関の担当職員をもって充てる。

第4条 部会長は、部会を代表し会務を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 部会は、部会長が召集し、部会長が会議の議長となる。

(関係者の出席)

第6条 部会長は、必要があると認めるときは、部会の会議に関係者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、部会長が別に定める。

附則

この告示は、平成24年6月15日から施行する。

附則(令和3年3月18日告示第28号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

社会福祉課

高齢福祉課

保健課

子ども福祉課

政策推進課

社会福祉法人本宮市社会福祉協議会

7 策定経過について

| 年 | 月日 | 内容 |
|------|-------------|---|
| 令和5年 | 7月6日～7月21日 | 市民アンケート調査 |
| 令和5年 | 8月22日～8月31日 | 地域福祉住民座談会 |
| 令和5年 | 11月20日 | 第1回地域福祉計画策定作業部会 |
| 令和5年 | 11月24日 | 第1回地域福祉計画策定庁内委員会 |
| 令和5年 | 12月13日 | 第1回保健福祉行政推進協議会 (本宮市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会) |
| 令和6年 | 1月15日 | 庁議 |
| 令和6年 | 1月19日 | 市議会全員協議会 |
| 令和6年 | 1月31日～2月16日 | パブリックコメント |
| 令和6年 | 3月6日 | 庁議 |
| 令和6年 | 3月15日 | 第2回保健福祉行政推進協議会 (本宮市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会) |
| 令和6年 | 3月21日 | 市議会全員協議会 |

第3期本宮市地域福祉計画・
第3期本宮市地域福祉活動計画
(成年後見制度利用促進計画・再犯防止推進計画)

発行日:令和6年3月

編集:本宮市 保健福祉部 社会福祉課

〒969-1151 福島県本宮市本宮字千代田60番地1

電話 0243-24-5371 FAX 0243-33-6620

社会福祉法人 本宮市社会福祉協議会

〒969-1203 福島県本宮市白岩字堤崎494番地22

電話 0243-24-7780 FAX 0243-24-7760



第3期本宮市地域福祉計画・ 第3期本宮市地域福祉活動計画

(成年後見制度利用促進計画・再犯防止推進計画)

令和6年3月